

エンドユーザー使用許諾契約 (EULA)

ABBYY® FineReader® 14

重要！ ABBYY® FineReader® 14 (以下「ソフトウェア」) をインストール、コピー、または使用する前に以下の条件をよくお読みください。本ソフトウェアをインストール、コピー、または使用すると、お客様は下記の条件を受諾したことになります。

本エンドユーザー使用許諾契約 (以下「本契約」) は、本ソフトウェアを取得または使用するエンドユーザーであるお客様とABBYYとの間で締結される法的同意書です。

このエンドユーザー使用許諾契約は、お客様がコンピュータ画面上の [次へ] を選択した後に表示される [使用許諾契約の条項に同意します] のボタンを選択し、本契約に記載されるすべての条件を受諾された時点、あるいはインストール、コピー、または何らかの方法でソフトウェアの使用を開始した時点で効力が発生します。上記の行為を取ることで、お客様は本契約を読んで理解し、本契約条件の遵守に同意したと見なされます。お客様が本契約条件に同意しない場合は、本ソフトウェアをご使用にならず、無効化してシステムから削除し、本ソフトウェアのコピーをお持ちの場合はすべて破棄してください。本契約は、本契約内、またはお客様とABBYYまたはABBYYパートナーとの別の書面による契約内に特に規定がない限り、本ソフトウェアの著作権保護期間全体について効力を有し、本契約に記載があると通りのライセンス範囲に依存することがあります。

本ソフトウェアは著作権法および著作権に関する国際協定条約によって保護されているほか、特許法および企業秘密法によって保護されている部分もあります。お客様は、ご自身で署名された協議済み契約書と同様の法的効力を本契約が有することに同意するものとします。本契約はお客様に対して法的強制力を持ちます。

本ソフトウェアの使用に関して、ABBYYまたはABBYYパートナーとの別の書面によるエンドユーザー使用許諾契約書が本ソフトウェアに同梱されている場合、そのエンドユーザー使用許諾契約書の記載内容と本契約の記載内容に相違がある場合は、印刷された書面によるエンドユーザー使用許諾契約書の記載内容が優先されるものとします。

EULAは複数の言語で提供されています。EULAの英語版とその他の言語に翻訳されたものとの間に齟齬や相違点が生じることがあります。均一性を図り、曖昧さを避けるため、EULAに関連して発生するすべての争議、請求、訴訟手続きでは、英語版のEULAが適用、解釈、施行されるものとします。

定義

「ABBYY」とは

本EULAの第16.1条は以下の企業に適用されます：ABBYY USA Software House, Inc. (890 Hillview Court, Suite 300, Milpitas, California, 95035, USA)

本EULAの第16.2条は以下の企業に適用されます：ABBYY Japan Co., Ltd. (222-0033 神奈川県港北区新横浜2-5-14)

本契約の第16.3項が適用される場合は、ABBYY Europe GmbH (Landsberger Str. 300, 80687 Munich, Germany)

本EULAの第16.4条は以下の企業に適用されます：ABBYY UK Ltd. (Centrum House, 36 Station Road, Egham, Surrey, TW20 9LF, United Kingdom)

本EULAの第16.5条は以下の企業に適用されます：ABBYY PTY Ltd. (Level 13, 2-26 Park Street, Sydney NSW 2000, Australia)

ABBYY LLC (ULに登録) 本EULAの第16.6条は以下の企業に適用されます：ul.Otravnaya, dom 2B, building 6, office 12, 127273, Moscow, Russia

本EULAの第16.7条は以下の企業に適用されます：ABBY Software House Ukraine (31, Degtyarevskaya st., Kiev, Ukraine, 03057)
その他の場合はABBY Solutions Ltd. (Michail Karaoli 2, Egkomi CY 2404, Nicosia, Cyprus) を指します。

「**ABBY パートナー**」とは、本ソフトウェアのライセンスコピーを直接、またはサブリセラーやサブディストリビューターを通じて間接的にエンドユーザーに

再販および販売するライセンスをABBYより提供されている法人、または個人を指します。

「**アクティベーション**」とは、お客様のシリアル番号が有効で、ライセンスの範囲で許可されている台数を超えるコンピュータでアクティベートされていないことを確認するプロセスを指します。ソフトウェアのエンドユーザーであるお客様は、承認を受けたソフトウェアのエンドユーザーであることを確認するため、このプロセスを実行することが求められます。ソフトウェアはインストール後にアクティベーションが必要です。アクティベーションが行われないと、ソフトウェアが動作しなかったり、限られた時間しか動作しなかったり、機能が制限されたり、一定時間経過後に予告なしで動作しなくなってしまう可能性があります。

「**コンピュータ**」とは、1つ以上のCPU（中央処理装置）コアを持ち、指定されたオペレーティングシステムを実行する物理デバイスまたは仮想マシンを指します。コンピュータの設定や構成部品を変更（ハードドライブのフォーマットやOSの再インストールを含む）すると、ライセンス許諾の点から別のコンピュータとして取り扱われる結果になりかねません。

「**知的財産権**」とはすべての知的財産権と産業所有権を意味し、(i) 発明、発見、特許証の権利を含み、アプリケーションの再発行、継続および部分的継続 (ii) 著作権 (iii) 設計および工業的設計 (iv) 商標、サービスマーク、トレードドレスと同様の権利 (v) ノウハウ、企業秘密、機密情報 (vi) 集積回路トポグラフィ権利およびマスクワークの権利 (vii) その他の専有権利を含みます。

「**ライセンス**」とは、本ソフトウェアの機能をインストールして使用できるようABBYが本契約条件に基づいてお客様に許諾する、制約付きの非独占的な権限です。

「**シリアル番号**」とは、お客様のライセンスまたは同様のパラメータを持つライセンスセットの一意識別子を指します。

「**ソフトウェア**」とはABBYのソフトウェアであるABBY FineReader 14のほか、オンラインなどの方法で利用できるよう提供されているすべてのソフトウェアコンポーネントも含まれ、実行可能ファイル、ヘルプ、デモ、サンプルをはじめとするその他のファイル、ライブラリ、データベース、サンプル、関連するメディア（画像、写真、アニメーション、オーディオコンポーネント、ビデオコンポーネントなど）、印刷物、その他のソフトウェアコンポーネントも含まれますが、これらに限定されません。

「**お客様**」、「**お客様の**」、および「**エンドユーザー**」とは、本ソフトウェアを再販目的ではなく自身の使用目的で取得した、本ソフトウェアの実際のユーザーである任意の人物および任意の団体（またはそのいずれか）を指します。

1. ライセンスの許諾

- 1.1 本契約の諸条件に従い、ABBYはお客様に対し、ソフトウェアの機能をインストールして使用する制限付きの非排他的ライセンスを許諾します。同ライセンスの制限と範囲はすべて、本契約、ABBYより提供されるソフトウェアおよびハードウェア（またはそのいずれか）のライセンスキー、本ソフトウェア、および（

または) お客様とABBYYまたはABBYYパートナーによる別の書面による同意書に基づきます。ここに記載されている規約はソフトウェア全体、およびその別個のコンポーネントやエンドユーザー向けドキュメンテーションに適用されますが、第15条に定義されているとおり、本ソフトウェアに組み込まれているサードパーティ製のソフトウェアは例外であり、独自の規約が適用されます。お客様のライセンスの範囲に関する問題はすべて、ライセンスの範囲に対する制限が優先的に解釈されるものとします。本ソフトウェアの使用やライセンスの範囲に関する制限には以下が含まれますが、これに限定されるものではありません

- 1.1.1 コンピュータの台数、個々のユーザー数、ネットワークアクセス数。 お客様が取得したライセンスの範囲は、ソフトウェアをインストールして使用するコンピュータの台数、ソフトウェアの個別ユーザー数、ネットワークアクセスによって制限されるほか、取得したライセンスの種類によって異なります。取得されたライセンスの種類は、お客様とABBYYまたはABBYYパートナーによる別の契約、およびシリアル番号で規定されています。ソフトウェアのインストール後は、ライセンスの種類をソフトウェアのインターフェイスのヘルプメニューで確認できます。
 - 1.1.1.1 お客様のライセンスの種類が「シングルユーザーライセンス」 / 「スタンドアロン」でお客様が法人である場合、お客様とABBYYまたはABBYYパートナー間の個別契約、またはソフトウェアに付帯するドキュメンテーションに特に規定がない限り、本ソフトウェアは1台のコンピュータにインストールし使用するものとします。ただし、本契約の第16.6項が適用される場合を除きます。第16.6項が適用される場合、本ソフトウェアは非商業目的で自宅の個人用コンピュータで使用するものとします。本ソフトウェアを法人、公的機関、もしくは自治体が所有するコンピュータにインストールしないでください。そのような組織による本ソフトウェアの商業目的の使用は禁止されています。お客様のライセンスの種類が「単独のユーザーライセンス/ スタンドアロン」でお客様が自然人である場合、ソフトウェアを1台のデスクトップコンピュータ、および1台のポータブルコンピュータ(ソフトウェアをシステム要件に従ってインストールおよび使用できる)ラップトップまたはその他のポータブルデバイスにインストールして使用します。本ソフトウェアを2台のコンピュータで同時に使用することはできません。いかなる時も、インストールされたコンピュータ上で直接ソフトウェアを使用するか、ターミナルサービスを介して1台のコンピュータのみからソフトウェアにリモートでアクセスします。
 - 1.1.1.2 ライセンスの種類が「複数のユーザーライセンス / シートごと」の場合、お客様が取得したライセンスの数に従って、お客様が所有するコンピュータに無制限でインストールおよび使用できます。任意の時に、お客様とABBYYまたはABBYYパートナーによる別の契約、またはソフトウェアに付帯するドキュメンテーションに特に規定がない限り、インストールされたソフトウェアのコピーに1台のみのコンピュータからのみアクセスできます。
 - 1.1.1.3 ライセンスの種類が「ネットワークライセンス / 同時」の場合、お客様とABBYYまたはABBYYパートナーによる別の契約、またはソフトウェアに付帯するドキュメンテーションに特に規定がない限り、お客様が取得したライセンスの数に従ってお客様が所有するコンピュータに無制限でソフトウェアをインストールして同時に使用できます。
 - 1.1.1.4 ライセンスの種類が「ターミナルサーバー」の場合、ターミナルサーバーにソフトウェアをインストールして使用できます。インストールされたソフトウ

ウェアのコピーにアクセスできる個別ユーザーの合計数は、お客様とABBYYまたはABBYYパートナーによる別の契約、またはソフトウェアに付帯するドキュメンテーションに特に規定がない限り、取得したライセンスの数を超えてはなりません。

- 1.1.2 処理量 ライセンスに明記されている場合は、本ソフトウェアで処理することができる数量単位（例：ページ、語、記号）は、1つ以上の方法で制限されている場合があります。たとえば、月間あるいは年間といった特定の期間内に処理される数量単位数、または処理される数量単位の全体数などです。ページのサイズやその他の数量単位も制限される可能性があります。
- 1.1.3 期間 ライセンスに明記されている場合は、ソフトウェアの使用は特定の期間に限定されている場合があります。こうした期間超過後はソフトウェアを使用できない場合があります。
 - 1.1.3.1 サブスクリプションベースでソフトウェアを取得した場合は、第1.1.1条、第1.1.2条、1.1.3で規定されている制限に加えて以下の制限が適用されます。ソフトウェアはサブスクリプション期間のみ使用できます。サブスクリプション期間は、サブスクリプションがキャンセルされるまで、更新日に自動更新されます。サブスクリプション期間の失効後は、サブスクリプションへの支払いを行うまでソフトウェアの機能を利用できなくなるか、機能が制限されます。支払日は更新後のサブスクリプション期間の開始日となります。サブスクリプションのキャンセルはアカウント管理ページでできるほか、元々のサブスクリプションを購入したABBYYまたはABBYYパートナーに連絡することも可能です。サブスクリプションをキャンセルすると、サブスクリプション期間の終了日までソフトウェアの使用を続行できます。お客様とABBYYまたはABBYYパートナーの書面による別の契約に特に規定がない限り、支払いはすべて返金不可です。サブスクリプションベースのソフトウェアの使用に関する追加利用規約がお客様とABBYYまたはABBYYパートナー間で書面による別途の契約に規定されている可能性があります。その場合はソフトウェアをサブスクリプションベースで取得（購入）する前にこの契約書に同意する必要があります。
- 1.2 お客様は、本ソフトウェアが無認可のコピーや無制限の使用から保護されており、そのような保護を提供するシリアル番号が含まれる場合があることを認め、本ソフトウェアがこうしたすべての保護の対象であることに同意します。お客様のシリアル番号はアクティベーションが必要な場合があり、お客様が利用できるアクティベーションの数には制限があることがあります。追加のアクティベーションは第7条に規定されているとおり、ABBYYテクニカルサポートサービスに、お客様が取得（購入）したソフトウェアのバージョンのテクニカルサービス期間中に連絡することで要求できます。
- 1.3 お客様に対して本契約内で明示的に許諾されない権利はすべてABBYYによって留保されます。本契約によってABBYYの商標に関する権利がお客様に対して許諾されることはありません。
- 1.4 お客様が16.6に該当する自然人である場合、世界中で本ソフトウェアを使用できます。お客様が第16.6条に該当する法人である場合、お客様とABBYYまたはABBYYパートナーとの別の契約で同意されている場合を除き、本ソフトウェアは法人またはその支社および代表オフィスが登録されている国でのみ取得（購入）されます。ソフトウェアが法人またはその支社や代理店が登録されている国で取得および

びインストールされた場合に限り、法人またはその支社や代理店の社員は世界中でソフトウェアを使用できます。

- 1.5 本契約条件の範囲外における本ソフトウェアまたはそのコンポーネントの使用、または本契約条件に違反した使用は、ABBYY および第三者（またはそのいずれか）が有する知的財産権の侵害に該当し、本契約に基づいてお客様に対して許諾した本ソフトウェアのすべての使用権の取り消しの根拠となります。
- 1.6 お客様がVMwareやCitrixによる（およびそれらに限定されない）仮想環境において本ソフトウェアを展開または使用する場合、本ソフトウェアのアクセスや使用は、本ソフトウェアに関する制限、または付与されたライセンスの範囲を決して超えてはなりません。たとえば、仮想環境で本ソフトウェアへのアクセスまたは使用できるよう、ライセンスを適切に取得して許可される台数を超えるコンピュータに同じシリアル番号を使用したり、許可された合計ページ数よりも多くのページを処理するために本ソフトウェアを使用してはなりません。
- 1.7 お客様は、インターネット経由でのダウンロードを含め、複数のメディアを通じて本ソフトウェアを取得できます。受け取るメディアの数量や種類にかかわらず、お客様が許諾されるのはソフトウェアライセンスの範囲内での本ソフトウェアの使用に限られます。

2. 使用の制限

- 2.1 本ソフトウェアの使用を規定するすべての使用条件および制限は、本契約に記載されています。ただし、ABBYYまたはABBYYパートナーとの個別契約または本ソフトウェアに付随する他のドキュメンテーションにおいて特に規定がある場合を除きます。
- 2.2 お客様自身、またはお客様の支援を受けた他者による下記の行為を禁じます：
 - 2.2.1 リバースエンジニアリング、逆アセンブル、逆コンパイル（オブジェクトコードを複製してソースコードに変換すること）、または本ソフトウェアのソースコードやその他の部分を派生させようと試みること。ただし、本制限にかかわらず、かかる行為が適用法により明示的に許可されている場合は唯一の例外とします。かかる行為を制限することが適用法によって禁止されている場合、法律によって求められる場合を除き、この行為によって明らかになった情報を第三者に開示してはなりません。また、かかる情報については速やかにABBYYに対して開示するものとします。このような情報はすべてABBYYの専有面機密情報と見なされます。
 - 2.2.2 本ソフトウェアの変更、適用（本ソフトウェアをお客様のソフトウェアで実行できるようにすることを目的として何らかの変更を加えることも含める）、または本ソフトウェア、および本ソフトウェアに含まれるアプリケーションおよびデータベースのオブジェクトコードに任意の変更を加えること。ただし、本ソフトウェアにより定められ、ドキュメンテーションに記載されているものを除きます。
 - 2.2.3 ABBYYの書面による事前の承認なしで、本ソフトウェアのエラーの修正を行なうこと。

- 2.2.4 本契約に基づいてお客様に対して許諾されている権利や本ソフトウェアに関連するその他の権利の第三者への貸与、リース、サブライセンス、または譲渡。または、本ソフトウェアの全部または一部の他のコンピュータへのコピーの承認（2.5の規定を除く）。ただし、ABBYYまたはABBYYパートナーとの契約でこの条件を別途規定している場合はこの限りではありません。
- 2.2.5 本ソフトウェアを使用する権利を有していないまま、お客様と同じマルチユーザーシステム、仮想環境、またはインターネットを経由することを含め、またそれらに限定されず、第三者に対して本ソフトウェアへのアクセスまたは使用できるようにすること。
- 2.2.6 お客様への本ソフトウェアの配布時に本ソフトウェアに表示されていた著作権、商標、または特許についての注意書きの削除や変更、またはこれを読み取れないようにする行為。
- 2.3 お客様とABBYYの間の別の契約書で同意されている場合を除き、本ソフトウェアを使って認識、変換、スキャン、文書比較サービスを無料または有料で提供したり、認識、変換、スキャン、文書比較機能を持つ別のサービスの一部として本ソフトウェアを使い、その結果を第三者に提供したり結果にアクセスできるようにしてはなりません。
- 2.4 ソフトウェアとともに提供されるソフトウェアのユーザーインターフェイスをバイパスしたり、別の書面による契約をABBYYと交わさない限り、他のソフトウェアとの組み合わせで本ソフトウェアを使用してはいけません。
- 2.5 このソフトウェアは他のエンドユーザーへの完全譲渡が一度だけ可能です。法人のお客様の場合、かかる譲渡を行うにはABBYYの書面による承認が必要です。このような譲渡には、ソフトウェアのすべて（全コピー、コンポーネントパーツ、メディア、印刷資料、およびアップデート版を含む）と本契約が含まれなければなりません。このような譲渡は、委託またはその他の間接的譲渡によって行うことはできません。この一度限りの譲渡を受ける人物は、本契約と本ソフトウェアをもう譲渡してはならないという義務を含め、本契約条件を遵守することに同意しなければなりません。お客様が本ソフトウェアのかかる譲渡を行う場合は、お客様のコンピュータまたはローカルエリア ネットワークから本ソフトウェアをアンインストールする必要があります。

3. プレリリース、トライアル、デモソフトウェア

- 3.1 このライセンスとともに受け取ったソフトウェアが、試用、デモンストレーション、検証、またはテスト目的を持つ商用前リリース、あるいはベータリリース版のソフトウェアで、機能が制限されていたり完全版より機能が少なく、「試用して購入」「試用」「デモ」というラベルがあったり、無料で提供されたもの（「制限付きソフトウェア」）だった場合は、お客様が完全版ソフトウェアのライセンスを取得（購入）するまで、この第3条が適用されます。本条項における規定が本契約の他の条件と矛盾する場合、プレリリース ソフトウェアに関しては本条項が他の条件に優先するものとしますが、矛盾を解消するために必要となる範囲に限られます。
- 3.2 制限付きのソフトウェアは「現状まま」の状態を提供され、何らかの保証または損害補償（明示、黙示または法定）を伴うものではありません。制限付きのソフトウェアはABBYYからの最終的なソフトウェアを表現するものではなく、システムまたはその他の障害、データの損失を引き起こすバグ、エラー、その他の問題が含まれる場合があります。適用法の下で許容される最大の範囲で制限付きソフトウェアには保証が適用されず、ABBYYは保証の暗示、商業性、不侵害、平穩享有、特定の目的への適合性に対し、またそれらに限定さ

れず、何らの保証、賠償責任を保証しません。賠償責任は除外できないものの、制限が可能な場合、ABBYY およびそのパートナーの賠償責任は合計50米ドルか制限付きソフトウェアに対する支払総額の合計に限定され、金額が大きい方を上限とします。

3.3 制限付きソフトウェアは、機能が制限されている場合があります。つまり、特定の期間しか機能をしようできず、その期間が失効（「タイムアウト」）すると、制限付きソフトウェアにはアクセスも使用も不可能になります。タイムアウトが発生した場合、お客様が新しいライセンスをABBYYから取得しない限り、本契約に基づくお客様の権利は停止されます。

3.4 制限付きソフトウェアは、これまでに商用リリースがなかったものです。

3.4.1 商用リリースがなかった制限付きソフトウェアはABBYYの機密情報となります。

3.4.2 商用リリースがなかった制限付きソフトウェアに対し、ABBYYは約束または保証、明示または黙示の義務を負いません。お客様はABBYYが約束も保証もしていないこと、それらのソフトウェアが今後もさらに開発されること、または将来において商業用バージョンが発表され、取得可能になることに同意します。ABBYYは、そのようなソフトウェアに類似したり互換性があるソフトウェア製品を製造しない場合があります。そのためお客様は、プレリリースソフトウェアまたはそれに関連するソフトウェア製品に関し、お客様が実施する研究または開発がすべて自身の責任において行われることに同意します。

3.4.3 お客様は、制限付きソフトウェアのテストおよび使用に関してエラーまたはバグのレポート（「フィードバック」）を含めABBYYにフィードバックを提供することができ、そのようなフィードバックについてすべての権限をABBYYに譲渡します。これにはフィードバックを使用、公開、普及する権限も含まれますが、それらに限定されません。

3.4.4 これまでに商用リリースがなかった制限付きソフトウェアの機密性とその結果：

3.4.4.1 商用リリースされていない制限付きソフトウェアに関連してABBYYから提供された同梱の書面、口頭または電子情報を開示しないことに同意します。このような制限付きソフトウェアの品質、または制限付きソフトウェアの使用によって得られた結果の品質に関する情報、フィードバック、および商用リリースされていない制限付きソフトウェアでお客様が発見したバグ、エラー、その他の問題はABBYYの機密情報です。

3.4.5 お客様は、機密資料を開示しないものとします。「開示する」とは、第三者に対して、口頭による伝達を含む、あらゆる形で再生された機密資料の表示、説明、コピー、リース、貸与、賃借、譲渡、またはネットワーク経由もしくはその他の方法によるアクセス提供を行うことを意味します。

3.4.6 お客様は、機密情報の開示を回避し、その機密性を保持するためにすべての合理的な手段を講じるものとします。

3.4.7 機密情報の開示について知り得た場合、お客様は速やかにABBYYに通知するものとします。お客様が上記の第3.4.4.1～3.4.6条に定められている規定に違反した場合、その結果発生した損

害についてABBYYに補償することとします。

- 3.4.8 お客様は、制限付きソフトウェアの最新バージョン、またはそのようなソフトウェアの商用リリースを受け取り次第、スタンドアロン製品かより大規模な製品の一部分にかかわらず、ABBYYから受け取ったそのようなソフトウェアの以前のバージョンを返却、または破壊することに同意するものとします。
- 3.4.9 独立した契約書に基づき、お客様に制限付きソフトウェアが提供されている場合は、お客様によるソフトウェアの使用はその契約によっても支配されます。相互機密保持契約など、書面による個別の契約の条件が、本契約の条件と矛盾する場合、プレリリース ソフトウェアに関しては書面による個別契約が本契約の条件に優先するものとしますが、矛盾を解消するために必要となる範囲に限られます。

4. 再販禁止 (Not-for-resale) ソフトウェア

- 4.1 本ソフトウェアに「再販禁止」 ("Not for Resale" または "NFR") のラベルがある場合は、本契約の他の条項にかかわらず、本ソフトウェアの使用は、実演、検証、またはテスト目的に限定されます。

5. アップデートおよび機能拡張

- 5.1 ソフトウェアに「アップデート」または「機能拡張（「拡張」）というラベルがある場合は、お客様によるソフトウェアの使用の制限およびライセンスの範囲は以下を含む可能性があります、これらに限定されません：

- 5.1.1 お客様がソフトウェアを使用するためには、ABBYYによりこのアップデートまたは機能拡張の権利があると特定された前のバージョン（アップデートの場合）のライセンス、または拡張可能版（機能拡張の場合）のライセンスを所有する必要があります。

- 5.1.2 「アップデート」または「機能拡張」（「拡張」）とラベルがあるソフトウェアは、アップデートまたは機能拡張の権利の根拠となった製品に置き換わるか補完する（またはその両方）ものとなります。

- 5.1.3 お客様は、更新または機能拡張とともに提供される本契約の条件を遵守する場合にのみ、更新または拡張された製品を使用できます。

- 5.2 ソフトウェアが「更新 / アップデート」とラベル付けされている場合、お客様は、サポートにおけるABBYYの義務は更新の取得が可能となった時点で終了することを承認するものとします。

6. アップグレード

- 6.1 ソフトウェアに「アップグレード」とラベルがある場合は、ソフトウェアの使用およびライセンスの範囲には以下を含む可能性があります、これらに限定されません：

- 6.1.1 本エンドユーザー使用許諾書の第6.1.1.1項が適用される場合を除き、アップグレードに関してお客様とABBYYまたはABBYYパートナー間の別の書面による契約の規定がない限り、同一のコンピュータのソフトウェアに付随するエンドユーザーライセンス契約の利用規約に基づき、アップグレード権限の根拠となったソフトウェアは

アップグレード後に同一のコンピュータでのみ使用できます。

6.1.1.1 本エンドユーザー使用許諾書によるソフトウェアの旧バージョンから現行バージョンへのアップグレードの結果、下記の両条件に該当する場合は本条が適用されます：(i) 本エンドユーザー使用許諾書の第16.6項が適用され、(ii) お客様がソフトウェアの現行バージョン通常価格から値引きされた価格でアップグレード版を購入し、ソフトウェアの旧バージョンからソフトウェアの現行バージョンへのアップグレードがその値引き価格によって条件とされていた場合。上記の両条件を満たしている場合、お客様によるソフトウェア旧バージョンの使用権利は終了し、お客様はそのようなソフトウェアの使用をすべて停止してコンピューターまたはローカルエリアネットワークから完全にアンインストールしなければなりません。そうでない場合、本エンドユーザー使用許諾書は無効とされ、お客様が現行バージョンとアップグレード版との差額を支払わない限り、お客様に対するソフトウェア現行バージョンのライセンスは許諾されないものとします。

6.1.2 アップグレード権限の根拠となったソフトウェアの使用は、お客様とABBYYまたはABBYYパートナー間の別の書面による契約によって禁じられる場合があります。

7. テクニカルサポートおよびメンテナンス

7.1 現在のABBYYサポート方針の条件に応じ、ソフトウェアに対してテクニカルサポート、メンテナンス、プロフェッショナルサービス（「サポートサービス」）が提供される場合があります。しかし、サポートサービスに関するお客様とABBYYまたはABBYYパートナーの間の書面による契約により、ABBYYサポート方針に記載されているものとは別のレベルのサポートサービスが提供されることがあります。

7.2 ABBYYサポートポリシーの一般条項は、ABBYY Webサイト（www.abbyy.com）で公開されています。 ABBYYは、事前の通知なくいつでもサポートポリシーを変更する権利を留保します。

7.3 一般条件に加え、ABBYYには別の契約書で規制される特定地域に向けた特定サポートポリシーがあります。

7.4 本サポートサービスの一部としてお客様に提供される補足のソフトウェアコードは、本ソフトウェアの一部であると思なされ、本契約の規約対象となります。

7.5 本サポートサービスの利用資格を取得するため、お客様はご使用のハードウェアの特性に関する情報、使用している本ソフトウェアのシリアル番号、および氏名、会社名（該当する場合）、住所、電話番号およびメールアドレスなどの特定の個人情報をABBYYへ提供することが求められる場合があります。 ABBYYは、上記の情報を本契約書の第18.1項で説明される方法で使用する場合があります。

8. 所有権

8.1 ABBYYの知的財産権（本ソフトウェア、その他のABBYY特許、商標または著作権を含む）は、そのいずれもお客様に委譲されません。 お客様は、本契約書の期間中または期間後、ABBYYにより所有される任意の名前、ロゴ、商標、パターンまたは設計、またはそれに類似する名前、ロゴ、商標、パターンまたは設計をしてはなりません。

- 8.2 お客様が所有する知的財産権（アプリケーションやお客様が所有する特許、商標または著作権を含む）の所有権はABBYに委譲されません。
- 8.3 本ソフトウェアには、ABBY および第三者に帰属する価値ある企業秘密や機密情報が含まれており、米国著作権法、ロシア連邦の法律、国際条約の規定、および本ソフトウェアが使用または取得される国の適用法を含むがこれに限定されない著作権法によって保護されています。
- 8.4 本ソフトウェアの構成要素ではないものの、本ソフトウェアの使用によってアクセスが可能になるコンテンツに対する所有権および権利はいずれも個々のコンテンツの所有者の財産であり、著作権などの知的財産権に関する適用法および国際条約によって保護されている場合があります。本契約はお客様に知的財産権を付与するものではありません。

9. 限定保証 免責事項

- 9.1 本ソフトウェアを取得した（購入した）国の法令で要求される場合、ABBYは、お客様が本ソフトウェアを購入された国の法律によって定められる最低保証期間に基づき、本ソフトウェアの購入日から起算される当該期間全体について、通常の使用状態においては本ソフトウェアが組み込まれたメディアの材質および加工には欠陥が生じないことを保証します。本ソフトウェアの購入国が第16.6条に挙げられている国である場合、この保証期間は取得（購入）日から30日間となります。
- 9.2 本契約の第9条（制限付き保証、免責事項）に明示的に提供されている場合を除き、そして任意の保証、条件、表現または除外されない範囲で、ABBYは第三者が有する権利への非侵害性、商品適格性、統合性、満足度の高い品質、特定の目的への適合性、または本ソフトウェアに瑕疵のないこと、お客様の要求の実現、あるいは本ソフトウェアを他のソフトウェアまたはハードウェアとともに使用した場合の正常な動作などのすべての事項について、制定法、コモンロー、慣習法、慣行、慣用その他の法的根拠を問わず、また明示的か暗示的かを問わず、一切の保証、条件設定、説明、表現を放棄します。ただし、お客様の法域においてお客様に適用法によってこれを除外または制限できない場合は、この限りではありません。本ソフトウェアの品質および性能に関するすべてのリスクは、お客様の責任となります。ABBYはお客様が本ソフトウェアを使用して実現できる性能や結果を保証することはなく、またこれを保証することは不可能です。本ソフトウェアの品質、性能についてのリスクはすべてお客様が負うものとします。ABBYは、本ソフトウェア内で提供されるサードパーティ製のソフトウェア製品に関する一切の保証を放棄します。

10. 責任の制限

- 10.1 ABBYはお客様に対し、本ソフトウェアの使用に起因または関係する、いかなる損害、業務の中断、あらゆる種類のデータや情報の消失、事業その他の喪失、賠償請求または費用など、一切の結果的、間接的、偶発的な損害や、利益または預金の喪失、または本ソフトウェアに内在する可能性があるエラーや誤植に起因する損害などについての一切の責任を放棄します。ABBYの代表者が、かかる損失、損害、賠償請求または費用の発生可能性についての指摘を第三者からの受けていた場合においても、同様とします。上記の制限および除外は、お客様の法域の適用法によって認められる範囲内で適用されます。本契約に基づく責任または本契約に関連してABBYが負う責任の総額は、（該当する場合）本ソフトウェアに対して実際に支払われた購入価格を上限とします。

11. ドイツまたはオーストリアを居住国とするユーザーに対する責任の例外および制限

- 11.1 お客様がドイツまたはオーストリアで本ソフトウェアのコピーを取得し、お客様の通常

の居住国がドイツまたはオーストリアである場合、ABBYはドイツの法律に基づき、本ソフトウェアのコピー取得後の限定保証期間について、推奨されるハードウェア設定での使用を前提として本ソフトウェアが添付のドキュメンテーションに記載される機能（「同意済み機能」）を提供することを保証します。本条項における「限定保証期間」は、お客様がビジネスユーザーまたは法人の場合は1年間、お客様がビジネスユーザー以外の場合は2年間とします。同意済み機能の軽微な差異は保証対象と見なされず、保証に対する権利は発生しません。この限定保証は、更新、プレリリースバージョン、「試用（Trial）」バージョン、製品サンプル、本ソフトウェアの「再販禁止（Not for resale - NFR）」コピーなど、お客様に対して無償で提供される本ソフトウェアには適用されません。また、お客様による本ソフトウェアの改変に起因する不具合も除外されます。保証を請求する場合、お客様は限定保証の期間中に本ソフトウェアとその購入証明書を、お客様が本ソフトウェアを購入した店舗に着払いで返送する必要があります。本ソフトウェアの機能が同意済み機能と著しく異なる場合、ABBYは（弊社による確認と判断に基づき）本ソフトウェアを修理または交換する義務を有するものとします。この対応によって問題が解決されない場合、お客様に対する購入価格の減額（減額）または購入契約の解約（取消し）が認められます。保証に関する詳しい情報については、ドイツに設置されている下記のABBYカスタマーサポート部門までお問い合わせください：ABBY Europe GmbH, Landsberger Str. 300, 80687 Munich、電話：+49 89 69 33 33 0、FAX：+49 89 69 33 33 300。

11.2 お客様が本ソフトウェアのコピーをドイツまたはオーストリアで取得され、そのいずれかの国を居住国とされている場合は、

11.2.1 第11.2.2条の適用により、損害に対するABBYの法的責任は下記のように制限されます：(i) ABBYは、重大な契約上の義務の軽微な過失による不履行に起因する損害について、購入契約の締結時点において一般に予測可能と判断される損害額を上限とする責任を負います。(ii) 重大ではない契約上の義務の軽微な過失による不履行に起因する損害について、ABBYは責任を負いません。

11.2.2 第11.2.1条で定められる責任の制限は、強制的な法定責任には適用されません。特に、German Product Liability Act (ドイツ製造物責任法) で定められた責任、特定の保証の引受に対する責任、過失によって発生した人身傷害に対する責任には適用されません。

11.2.3 お客様は、損害を回避または軽減するための合理的手段をすべて講じるよう要求されます。特に本契約の条項に基づいて、本ソフトウェアとお客様のコンピュータデータのバックアップコピーを作成する必要があります。

12. オーストリアに居住するユーザーに対する責任の除外と制限

12.1 お客様が本ソフトウェアのコピーをオーストラリアで入手し、同国に居住している場合：

12.1.1 オーストラリア消費者法により、ABBYの商品は除外されない保証を伴います。お客様は、重大な不具合が発生した場合は交換または返金を受ける権利を、および合理的に予測できるその他の損失や損害が発生した場合は補償を受ける権利を有します。お客様はまた、商品が許容可能な品質ではなく、その不具合が重大なものではない場合でも、修理または交換を受ける権利を有します。

- 12.1.2 ABBYYが本ソフトウェアに関する明示的保証を新たに提供する場合、かかる保証によってお客様に付与される特典はオーストラリア消費者法に基づくお客様のその他の権利や救済に追加されるものであり、そのような権利や救済に代わるものではありません。保証の請求については、お客様の負担で本ソフトウェアおよび購入の証明書を購入元へ返送するか、返送が不可能な場合はABBYYまたはその代理人が本ソフトウェアを検査できるようにしなければなりません。保証条件に従って本ソフトウェアの試験が行われ、ABBYYによる瑕疵が認められない限り、この保証に基づく請求は実行できません。ABBYYの裁量によって本ソフトウェアの瑕疵が認められた場合、ABBYYは独自の裁量によって本ソフトウェアの修理または交換を行います。保証の詳細については、下記のABBYY PTY Ltd.までお問い合わせください： Citigroup Building' Level 13, 2 Park Street, SYDNEY NSW 2000 Australia 電話 +61 (02) 9004 7401 電子メール： support@abby.com
- 12.1.3 お客様は、2010年競争・消費者法（Cth）または同様のその他の消費者法に基いて発生する権利により、本契約、あるいはお客様とABBYYまたはABBYYのパートナー間で取り交わされた書面による同意に基づく本ソフトウェアやその他の商品またはサービスの提供によって（またはそれに関連して）発生した利益、契約、収益、データ上の損失をはじめとする（ただしそれらに限定されない）いかなる直接的、特別、偶発的、間接的、結果的損害や傷害についても、ABBYYによる違反または不履行やABBYYによる怠慢の結果かどうかにかかわらず、お客様による請求（契約上、不法行為上、法令上、またはその他か否かを問わず）に対してABBYYは一切の責任を負わないことに同意するものとします。本契約、およびお客様とABBYYの間で取り交わされた書面によるその他の同意に基づき、いかなる不履行やかかる同意に関するいかなる過失についても、ABBYYおよびそのパートナーの責任限度は、計50米ドル、またはお客様が本ソフトウェアに対して支払った合計金額のどちらか大きい方とします。
- 12.1.4 2010年競争・消費者法（Cth）（または同様の法令）が適用され、制定法によって暗黙に定義される保証の不履行に対する責任制限が認められる場合、ABBYYの責任は同社の任意により以下のように制限されます：
- 12.1.4.1 商品の場合は、以下のいずれか1つ、またはそれ以上が適用： (i) 商品の交換または同等の商品の提供 (ii) 商品の修理 (iii) 商品の交換や同等の商品を取得する際の費用の支払い (iv) 商品の修理費用の支払い
- 12.1.4.2 サービスの場合： (i) サービスの再提供 (ii) サービスの再提供に関する費用の支払い
- 12.1.5 明示的か黙示的にかかわらず、一切の条項、条件、保証も制限または除外する本契約のどの条件も、またはABBYYによる責任はオーストラリアの法律によって認められる範囲で適用されるものであり、法令によって除外、資格、制限が禁止されうる本契約の黙示的条項の不履行から発生するお客様の法的権限や救済を、除外、限定、制限するとは見なされません。
- 12.1.6 お客様が（2010年競争・消費者法（Cth）で定義される）消費者である場合、かかる制約、

制限、変更が2010年競争・消費者法（Cth）によって禁止されるオーストラリア消費者法に基づき、本契約のいかなる部分についても、法的保証の不履行に関するお客様の権利やABBYYによる救済を制限、変更するものではありません。

13. 米国内で取得された本ソフトウェアに対する追加制限

13.1 **政府による使用** ライセンスが付与されたソフトウェアや関連ドキュメンテーションは「商用品目」であり、これらに関する規定は「商用コンピュータソフトウェア」を構成する48 C.F.R. §2.101で定義されています。これらの用語は48 C.F.R. §12.212、48 C.F.R. §227.7202で使用されているとおりです。48 C.F.R. §12.212または48 C.F.R. §227.7202-1から227.7202-4に準拠し、商用コンピュータソフトウェアおよび商用コンピュータソフトウェアドキュメンテーションは、米国政府エンドユーザーに対し、(a) 商用品目としてのみライセンスが提供されており、(b) これらの権利はここに記された利用規約に準拠するエンドユーザーにのみ付与されるものとします。未発行の権利は米国の著作権法によって留保されています。

14. **輸出規則** お客様は、本ソフトウェアを購入または取得した国の法律で定められる輸出規定に違反して輸出または再輸出しないことに同意するものとします。お客様はまた、適用法によって本ソフトウェアの取得を禁止されていないことを表明および保証するものとします。

15. サードパーティのソフトウェア

15.1 埋め込みフォント

フォントプログラムは著作権の対象となり、著作権所有者はフォントプログラムの使用条件を課すことができます。この条件の1つとして、お客様はPDFファイルにフォントを埋め込むフォントプログラムの許諾コピーが必要となります。ABBYYは、お客様による埋め込みフォントの使用に起因または関連する損害についてはいかなる場合も責任を負いません。

15.2 診断ソフトウェアおよびAdobe製品

15.2.1 Copyright 2000 - 2012 Datalogics, Inc.

Copyright 1984 - 2012 Adobe Systems Incorporated and its licensors. All rights reserved.

15.2.2 「Datalogics SoftwareおよびAdobe製品」とは、Datalogics Software およびサードパーティ製品（Adobe製品を含む）および関連ドキュメンテーション、任意のアップグレード、修正バージョン、更新、そのコピーを意味します。

15.2.3 お客様は、サードパーティライセンスが特定の専有情報およびホスト製品および関連ドキュメンテーションに含まれる知的財産権の所有者であることを了承し、同意するものとします。それらのサードパーティライセンスはサードパーティ受益者であり、ABBYYの権利とおお客様の義務を強制する権利を持ち、お客様が義務を放棄した場合の損害賠償および差止命令による救済を含め、またそれに限定されず、適切な法的および公正な救済を求めることができます。

- 15.2.4 使用許諾および制約 本契約の条件に基づき、ABBYYはお客様に対してSoftware Datalogics SoftwareおよびAdobe製品を使用する非独占的権利を付与します。お客様は、Datalogics SoftwareおよびAdobe製品のバックアップコピーを1部作成できます。ただし、このバックアップコピーがコンピュータにインストールされておらず、どのコンピュータでも使用されていないことを条件とします。
- 15.2.5 知的財産権 本ソフトウェアに組み込まれているDatalogics Software およびAdobe製品は、Datalogics、Adobe、サードパーティ、およびそのサプライヤーが所有しており、その構造、組織、およびコードはDatalogics、Adobe、サードパーティ、およびそのサプライヤーの重要な企業秘密です。Datalogics SoftwareおよびAdobe 製品は、米国著作権法および国際条約の規定によっても保護されています。本契約に定められている場合を除き、お客様はDatalogics SoftwareおよびAdobe製品をコピーすることはできません。お客様が本契約に基いて作成が許可されているコピーには、Datalogics SoftwareおよびAdobe製品に表示されているものと同じ著作権表示およびその他の所有権表示が記載されていなければなりません。お客様は、Datalogics SoftwareおよびAdobe製品の変更、翻案、翻訳、リバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブルを行わず、またそのソースコードの取得を試みないことに同意します。上記を除き、本契約はお客様に対し、Datalogics SoftwareおよびAdobe製品に関する知的財産権を付与するものではありません。
- 15.2.6 フォントのライセンス お客様は、ドキュメントの印刷、表示、編集のため、フォントソフトウェアのコピーを電子文書に埋め込むことができます。このライセンスでは、他のいかなる埋め込みの権利も暗示または許可されていません。
- 15.2.7 保証 ABBYY およびそのサプライヤーは、本ソフトウェアの使用によって得られる性能を保証するものではなく、また保証できません。
- 15.2.8 輸出規則 お客様は、Datalogics SoftwareおよびAdobe製品を、米国輸出管理法またはその他の輸出法、規則もしくは規制（以下「輸出法」と総称）で禁止された方法でいずれかの国に出荷、移転、または輸出せず、あるいはそのように禁止された方法で使用しないことに同意します。さらに、Datalogics SoftwareおよびAdobe製品が輸出法に基づく輸出規制品であると特定された場合、お客様は、お客様が輸出を禁じられた国の国民ではないこと、かかる国内に所在していないこと、お客様によるDatalogics SoftwareおよびAdobe 製品の受領が輸出法では禁止されていないことを表明および保証するものとします。 Datalogics Software およびAdobe 製品の使用权はすべて、お客様が本契約条件を遵守しない場合は没収されることを条件に許諾されます。
- 15.2.9 準拠法 本契約は、いずれかの管轄区の法律の抵触や国際物品売買契約に関する国連条約には準拠しません。これらの適用は明示的に除外されます。
- 15.2.10 一般規定 本契約は、消費者として取引を行う当事者の法定権利を侵害するものではありません。

ん。

- 15.2.11 商標 ここに記載されている商標は、米国およびその他の国（またはそのいずれか）における各所有者の商標または登録商標です。

15.3 Cuminas ソフトウェア

- 15.3.1 リバースエンジニアリング、逆アセンブル、逆コンパイル（オブジェクトコードを複製してソースコードに変換すること）、または本ソフトウェアのソースコードやその他の部分を派生させようとしたり、他の人物にもそのような行為ができるようにしてはなりません。ただし、本制限にかかわらず、かかる行為が適用法により明示的に許可されている場合は唯一の例外とします。かかる行為を制限することが適用法によって禁止されている場合、法律によって求められる場合を除き、この行為によって明らかになった情報を第三者に開示してはなりません。また、かかる情報については速やかにABBYYに対して開示するものとします。このような情報はすべてABBYYの専有面機密情報と見なされます。
- 15.3.2 お客様とABBYYの間の別の契約書で同意されている場合を除き、本ソフトウェアを使って認識、変換、スキャンサービスを無料または有料で提供したり、認識、変換、翻訳機能を持つ別のサービスの一部として本ソフトウェアを使い、その結果を第三者に提供したり結果にアクセスできるようにしてはなりません。
- 15.3.3 ABBYYは、第三者が有する権利への非侵害性、商品適格性、統合性、満足度の高い品質、特定の目的への適合性、または本ソフトウェアに瑕疵のないこと、お客様の要求の実現、あるいは本ソフトウェアを他のソフトウェアまたはハードウェアとともに使用した場合の正常な動作などのすべての事項について、制定法、コモンロー、慣習法、慣行、慣用その他の法的根拠を問わず、また明示的か暗示的かを問わず、一切の保証、条件設定、説明、表現を放棄します。ABBYYはお客様が本ソフトウェアを使用して実現できる性能や結果を保証することではなく、またこれを保証することは不可能です。本ソフトウェアの品質、性能についてのリスクはすべてお客様が負うものとします。ABBYYは、本ソフトウェア内で提供されるサードパーティ製のソフトウェア製品に関する一切の保証を放棄します。
- 15.3.4 ABBYYは、いかなる場合でも、お客様に対し、本ソフトウェアの使用に起因または関係する、損害、業務の中断、あらゆる種類のデータや情報の消失、事業その他の喪失、賠償請求または費用など、一切の結果的、間接的、偶発的な損害や、利益または預金の喪失、または本ソフトウェアに内在する可能性があるエラーや誤植に起因する損害などについての一切の責任を放棄します。ABBYYの代表者が、かかる損失、損害、賠償請求または費用の発生可能性についての指摘を第三者からの受けていた場合においても同様とします。上記の制限および除外は、お客様の法域の適用法によって認められる範囲内で適用されます。本契約に基づいて、または本契約に関連してABBYYが（該当する場合に）負う責任の総額は、本ソフトウェアに対して実際に支払われた購入価格を上限とします。

15.3.5 米国内で取得した本ソフトウェアの制限

15.3.5.1 政府による使用 米国政府または米国政府機関が本ソフトウェアを利用する場合は、以下の追加条件が適用されるものとします： (1) 連邦政府調達規則 52.227-14の「データ一般条項における権利」において定義されている制限付コンピュータソフトウェア、および (2) 政府による使用、複製または開示は、DFARS 252.227-7013の技術データおよびコンピュータソフトウェアにおける権利条項の (c) (1) (ii) に定める制約の対象となります。

15.3.5.2 輸出規則 お客様は、本ソフトウェアを購入または取得した国の法律で定められる輸出規定に違反して輸出または再輸出しないことに同意するものとします。お客様はまた、適用法によって本ソフトウェアの取得を禁止されていないことを表明および保証するものとします。

15.3.6 サードパーティのコード 発効中である Caminova の法的表記の内容は、<https://www.cuminas.jp/sdk/fullegalnotes.html>で参照できます。

15.4 OpenSSL

15.4.1 OpenSSLライセンス

Copyright (c) 1998-2011 The OpenSSL Project. All rights reserved.

本製品には、OpenSSL ツールキットでの使用のため OpenSSL プロジェクト (<http://www.openssl.org/>) によって開発されたソフトウェアが含まれています。

Copyright (C) 1995-1998 Eric Young (eay@cryptsoft.com) All rights reserved.

本製品には Eric Young (eay@cryptsoft.com) によって作成された暗号化ソフトウェアが含まれています

Eric Young は、使用されているライブラリの一部の作成者です。

本製品には Tim Hudson (tjh@cryptsoft.com) によって作成されたソフトウェアが含まれています。

Copyright (c) 1998-2016 The OpenSSL Project. All rights reserved.

再頒布、およびソースコード形式およびバイナリ形式による使用は、変更の有無を問わず、以下の条件を満たす場合に限り許可されます：

1. ソースコードの再配布には、上記の著作権表示、本条件一覧、および下記の免責事項を含めなければなりません。
2. バイナリ形式で再頒布する場合は、頒布物に付属のドキュメント等の資料に、上記の著作権表示、本条件一覧、および下記の免責事項を含めなければなりません。
3. 本ソフトウェアの機能や使用について述べるどの広告素材にも、下記の謝辞を必ず掲載してください：

「本製品には、OpenSSLツールキットで使用するためOpenSSLプロジェクト (<http://www.openssl.org/>) によって開発されたソフトウェアが含まれています。

4. 書面による事前の許可がないまま、「OpenSSLツールキット」および「OpenSSLプロジェクト」という名前を本ソフトウェアから派生した製品の承認や宣伝に使用してはなりません。書面による許可は、openssl-core@openssl.orgまでご連絡ください。

5. 本ソフトウェアから派生した製品はOpenSSLプロジェクトの書面による許可なしで「OpenSSL」と呼ぶことはできないほか、名前に「OpenSSL」を含めることもできません。

6. いかなる形式の再頒布であっても、「本製品には、OpenSSLツールキットで使用するためOpenSSLプロジェクト (<http://www.openssl.org/>) によって開発されたソフトウェアが含まれています」という謝辞を記載しなければなりません。

本ソフトウェアはThe OpenSSL Projectによって「現状有姿」で提供されており、

商品性および特定の目的の適合性に関する暗黙の保証（を含めるがこれらに限定されない）について、明示的または黙示的な責任を一切負いません。The OpenSSL Projectもコントリビューターも、事由の如何を問わず、損害発生の原因如何を問わず、かつ責任の根拠が契約であるか厳格責任であるか（過失その他の）不法行為であるかを問わず、仮にそのような損害が発生する可能性を知らされていたとしても、本ソフトウェアの使用によって発生した（代替品または代用サービスの調達、使用の喪失、データの喪失、利益の喪失、業務の中断も含め、またそれに限定されない）直接的損害、間接的損害、偶発的損害、特別損害、懲罰的損害、または結果損害について、一切責任を負わないものとします。

本製品には Eric Young (eay@cryptsoft.com) によって作成された暗号化ソフトウェアが含まれています。

本製品には TimHudson (tjh@cryptsoft.com) が作成したソフトウェアが含まれています。

15.4.2 SSLeayの原許諾権

Copyright (C) 1995-1998 Eric Young (eay@cryptsoft.com)

All rights reserved.

このパッケージは、Eric Young (eay@cryptsoft.com) によって作成されたSSLインプリメンテーションです。

このインプリメンテーションはNetscapes SSLに準拠するよう作成されました。

以下の条件に従う限りにおいて、本ライブラリは無料で商業的および非商業的利用が可能です。SSLコードだけでなく、RC4、RSA、lhash、DESなど、この配布物内にあるすべてのコードには以下の条件が適用されます。本配布物に含まれるSSLドキュメンテーションには、Tim Hudson (tjh@cryptsoft.com) である場合を除き、同一の著作権が適用されます。

著作権はEric Youngに帰属しているため、コード内のどの著作権表示も削除しては

なりません。

本パッケージを製品内で使用する場合、使用されているライブラリの一部の作成者としてEric Youngに帰属が与えられるものとします。

これは、プログラム起動時にテキストメッセージとして、またはパッケージ付属のマニュアル（オンラインまたはテキスト）に含められます。

再頒布、およびソースコード形式およびバイナリ形式による使用は、以下の条件を満たす場合に限り再頒布および使用が許可されます：

1. ソースコードを再頒布する場合は、著作権表示、本条件一覧、および下記の免責事項を含めなければなりません。
2. バイナリ形式で再頒布する場合は、頒布物に付属のドキュメント等の資料に、上記の著作権表示、本条件一覧、および下記の免責事項を含めなければなりません。
3. 本ソフトウェアの機能や使用について述べるどの広告素材にも、「本製品にはEric Young (eay@cryptsoft.com) によって作成された暗号化ソフトウェアが含まれています」という謝辞を掲載しなければなりません。

使用されているライブラリからのルーチンが暗号関連でない場合は、「暗号化」という語を除外できます。

4. お客様がアプリケーションディレクトリ（アプリケーションコード）から 任意のWindows固有コード（またはその派生物）を含める場合、

「本製品にはTim Hudso (tjh@cryptsoft.com) によって作成されたソフトウェアが含まれています」という謝辞を記載しなければなりません。

本ソフトウェアはEric Youngによって「現状有姿」で提供されており、商品性および特定の目的の適合性に関する暗黙の保証（を含めるがこれらに限定されない）について、明示的または黙示的な責任を一切負いません。作成者もコントリビューターも、事由の如何を問わず、損害発生の原因如何を問わず、かつ責任の根拠が契約であるか厳格責任であるか（過失その他の）不法行為であるかを問わず、仮にそのような損害が発生する可能性を知らされていたとしても、本ソフトウェアの使用によって発生した（代替品または代用サービスの調達、使用の喪失、データの喪失、利益の喪失、業務の中断も含め、またそれに限定されない）直接的損害、間接的損害、偶発的損害、特別損害、懲罰的損害、または結果損害について、一切責任を負わないものとします。

このコードは、公的に取得できるバージョンや派生物についても、ライセンスおよび配布条件は変更できません。すなわち、このコードは単にコピーすることも他の配布ライセンスに入れることもできません。

15.5 **PDF-XChange**

15.5.1 使用許諾および制約 ABBYYはお客様に対し、本契約の条件に基づいて本ソフトウェアに組み

込まれているPDF-XChangeを使用する非独占的権利を許諾します。お客様は、本ソフトウェアに組み込まれているPDF-XChangeのバックアップコピーを1部作成できます。ただし、このバックアップコピーがコンピュータにインストールされおらず、どのコンピュータでも使用されていないことを条件とします。

15.5.2 知的財産権 本ソフトウェアに組み込まれているPDF-XChangeはTracker Software Products Ltd が所有しており、その構造、組織、およびコードはTracker Software Products Ltd.およびそのサプライヤーの価値ある企業秘密です。PDF-XChangeはまた、米国著作権法および国際条約の規定で保護されています。本契約に定められている場合を除き、お客様は本ソフトウェアに組み込まれているPDF-XChangeをコピーすることはできません。お客様が本契約に従い作成することを許可されているコピーには、本ソフトウェアに付与されているものと同じ著作権表示およびその他の所有権表示が記載されていなければなりません。お客様は、本ソフトウェアに組み込まれているPDF-XChangeの変更、翻案、翻訳、リバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブルを行わず、またそのソースコードの取得を試みないことに同意します。上記を除き、本契約はお客様に対し、PDF-XChangeに関する知的財産権を付与するものではありません。

15.5.3 輸出規則 お客様は、本ソフトウェアに組み込まれているPDF-XChangeを、米国輸出管理法またはその他の輸出法、規則もしくは規制（以下「輸出法」と総称）で禁止されている方法でいずれかの国に出荷、転送、輸出したり、使用したりしないことに同意するものとします。さらに、本ソフトウェアに組み込まれているPDF-XChangeが輸出法に基づく輸出規制品であると特定された場合、お客様は、お客様が輸出を禁じられた国の国民ではないこと、かかる国内に所在していないこと、本ソフトウェアに組み込まれているPDF-XChangeの受領が輸出法では禁止されていないことを表明および保証するものとします。本ソフトウェアに組み込まれているPDF-XChangeの使用権は、お客様が本契約条件を遵守しない場合にすべて没収されることを条件に付与されます。

15.5.4 商標 PDF-XChangeは、英国、カナダ、およびその他の国（またはそのいずれか）のTracker Software Products Ltdの登録商標または商標です。

15.6 Chrome V8

Copyright 2006-2011, the V8 project authors. All rights reserved.

Copyright 2014, the V8 project authors. All rights reserved.

再頒布、およびソースコード形式およびバイナリ形式による使用は、以下の条件を満たす場合に限り再頒布および使用が許可されます：

許可されます：

- ソースコードを再頒布する場合は、上記の著作権表示、本条件一覧、および下記の免責事項を含めなければなりません。
- バイナリ形式で再頒布する場合は、頒布物に付属のドキュメント等の資料に、上記の著作権表示、本条件一覧、および下記の免責事項を含めなければなりません。

- 書面による事前の特定許可がないまま、Google Inc.の名前やコントリビューターの名前を本ソフトウェアから派生した製品の承認や宣伝に使用してはなりません。

本ソフトウェアは著作権所有者およびコントリビューターによって「現状有姿」で提供されており、商品性および特定の目的の適合性に関する暗黙の保証（を含めるがこれらに限定されない）について、明示的または黙示的な責任を一切負いません。著作権所有者もコントリビューターも、事由の如何を問わず、損害発生の原因如何を問わず、かつ責任の根拠が契約であるか厳格責任であるか（過失その他の）不法行為であるかを問わず、仮にそのような損害が発生する可能性を知らされていたとしても、本ソフトウェアの使用によって発生した（代替品または代用サービスの調達、使用の喪失、データの喪失、利益の喪失、業務の中断も含め、またそれに限定されない）直接的損害、間接的損害、偶発的損害、特別損害、懲罰的損害、または結果的損害について、一切責任を負わないものとします。

15.7 **Chrome V8 / Strongtalk**

Copyright (c) 1994-2006 Sun Microsystems Inc.

All rights reserved.

再頒布、およびソースコード形式およびバイナリ形式による使用は、以下の条件を満たす場合に限り再頒布および使用が許可されます：

ソースコードを再頒布する場合は、上記の著作権表示、本条件一覧、および下記の免責事項を含めなければなりません。

バイナリ形式で再頒布する場合は、頒布物に付属のドキュメント等の資料に、上記の著作権表示、本条件一覧、および下記の免責事項を含めなければなりません。

書面による事前の特定許可がないまま、Sun Microsystemsの名前やコントリビューターの名前を本ソフトウェアから派生した製品の承認や宣伝に使用してはなりません。

本ソフトウェアは著作権所有者およびコントリビューターによって「現状有姿」で提供されており、商品性および特定の目的の適合性に関する暗黙の保証（を含めるがこれらに限定されない）について、明示的または黙示的な責任を一切負いません。著作権所有者もコントリビューターも、事由の如何を問わず、損害発生の原因如何を問わず、かつ責任の根拠が契約であるか厳格責任であるか（過失その他の）不法行為であるかを問わず、仮にそのような損害が発生する可能性を知らされていたとしても、本ソフトウェアの使用によって発生した（代替品または代用サービスの調達、使用の喪失、データの喪失、利益の喪失、業務の中断も含め、またそれに限定されない）直接的損害、間接的損害、偶発的損害、特別損害、懲罰的損害、または結果的損害について、一切責任を負わないものとします。

15.8 **Adobe Glyph List**

15.8.1 Copyright (c) 1997,1998,2002,2007 Adobe Systems Incorporated

このドキュメンテーションのコピーを取得したすべての人物に対し、使用、コピー、発行、配布、サブライセンス、およびコピーしたドキュメンテーションを販売すること（またはそのいずれか）をここに無償で許可します。また、以下の場合に限り、その他の人物に対しても同様の許可が与えられるものとします：

- - このドキュメンテーションの変更、編集、改ざんは許可されていません。
- - 上記の著作権表示およびこの許可表示がこのドキュメンテーションのすべてのコピー物に含まれるものとします。

このドキュメンテーションファイルのコピーを取得したすべての人物に対し、この文書の内容から自身の派生物を作成して使用、コピー、発行、配布、サブライセンス、および派生物を販売（またはそのいずれか）することをここに無償で許可します。また、その派生物がこの文書のコピーまたはバージョンであると代表されない場合に限り、その他の人物に対しても同様の許可が与えられるものとします。

Adobeは、いかなる場合においても、損害、費用、派生損害、間接的損害、偶発的損害、特別損害、または利益の喪失につき、お客様に対して賠償する責を負わず、懲罰的損害賠償も行わないものとします。当該損害の発生の可能性につきAdobeが認識していた場合においても同様とします。 Adobeのマテリアルは「現状有姿」で提供されます。 Adobeは、商品性、特定の目的の適合性、Adobeのマテリアルに関する第三者の権利の非侵害性（を含めるがこれらに限定されない）について、Adobeのマテリアルに明示的、法定的、黙示的な保証を一切行いません。

15.9 **Little Color Management System**

Copyright (c) 1998-2013 Marti Maria Saguer

本ソフトウェアのコピーおよび関連ドキュメンテーションファイル（「ソフトウェア」）を取得したすべての人物に対し、ソフトウェアのコピーを制限なく使用、コピー、変更、結合、発行、配布、サブライセンス、および販売（またはそのいずれか）することをここに無償で許可します。また、ソフトウェアが提供されている人物に対しても、以下を条件としてここに無償で許可します：

上記の著作権表示とこの許可表示は、ソフトウェアのすべてのコピー、またはその大部分に含まれなければなりません。

ソフトウェアは「現状有姿」で提供されており、商品性、特定の目的の適合性、および非侵害性（を含めるがこれらに限定されない）について、明示的または黙示的な保証を一切行いません。 契約上の行為、不法行為、その他ソフトウェアの使用や他の取り扱いによるもの、もしくはそれらに関連して発生したか否かにかかわらず、作成者または著作権所有者は、いかなる請求、損害、その他の問題に対して責任を負うものではありません。

15.10 **Haval**

Copyright (c) 2003 Calyptix Security Corporation

All rights reserved.

このコードは、Calyptix Security Corporationに対してYuliang Zhengが貢献したソフトウェアから派生しています。ソースコード形式かバイナリ形式か、変更するかしないかを問わず、以下の条件を満たす場合に限り再頒布および使用が許可されます：

1. ソースコードを再頒布する場合は、上記の著作権表示、本条件一覧、および下記の免

責事項を含めなければなりません。

2. バイナリ形式で再頒布する場合は、頒布物に付属のドキュメント等の資料に、上記の著作権表示、本条件一覧、および下記の免責事項を含めなければなりません。

書面による特別の許可なく、本ソフトウェアから派生した製品の承認や宣伝に Calyptix Security Corporation の名前やコントリビューターの名前を使用してはなりません。

本ソフトウェアは著作権所有者およびコントリビューターによって「現状有姿」で提供されており、商品性および特定の目的の適合性に関する暗黙の保証（を含めるがこれらに限定されない）について、明示的または黙示的な責任を一切負いません。著作権所有者もコントリビューターも、事由の如何を問わず、損害発生の原因如何を問わず、かつ責任の根拠が契約であるか厳格責任であるか（過失その他の）不法行為であるかを問わず、仮にそのような損害が発生する可能性を知らされていたとしても、本ソフトウェアの使用によって発生した（代替品または代用サービスの調達、使用の喪失、データの喪失、利益の喪失、業務の中断も含め、またそれに限定されない）直接的損害、間接的損害、偶発的損害、特別損害、懲罰的損害、または結果的損害について、一切責任を負わないものとします。

15.11 Microsoft Corporation

15.11.1 Microsoft® Visual Studio® 2015を使用して構築されたC++アプリケーションを実行するため、Microsoft Corporationの技術、または15.11.1.1に列挙されているその一部（以下「Microsoftテクノロジー」）が使用されています。Microsoftテクノロジーは、Microsoftテクノロジーに付帯するMicrosoftソフトウェアライセンス条項の下で配布されています。

15.11.1.1 本ソフトウェアに使用されているMicrosoft Corporationのテクノロジー：

- Microsoft Visual C++ 2015 Runtime Library

© Microsoft Corporation. All rights reserved. MicrosoftおよびVisual Studioは、米国およびその他の国におけるMicrosoft Corporationの登録商標または商標です。

15.11.1.2 Microsoft テクノロジーは使用許諾されるもので、販売はされません。Microsoft テクノロジーを使用できる権限の一部をお客様に提供するのは、Microsoftソフトウェアライセンス条項、および本契約のみです。Microsoftはその他の権利をすべて留保します。この制限にもかかわらず、適用法によってさらなる権限がお客様に与えていない限り、Microsoftテクノロジーの使用はMicrosoftソフトウェアライセンス条項および本契約に明記されている許可範囲のみとします。お客様はそのため、特定の使用方法のみを許可するMicrosoftテクノロジーの技術的制限に準拠する必要があります。詳細はこちらをご覧ください：
www.microsoft.com/licensing/userights 禁止事項：

- Microsoftテクノロジーの技術的制限に対処すること。
- Microsoftテクノロジーのリバースエンジニアリング、逆コンパイル、もしくは逆アセンブル、ソフトウェアのソースコードを派生させようと試みること。ただし、以下の範囲に限り上記の行為が認められます： (i) この制限にもかかわらず適用法で許可されている場合 (ii) Microsoftテクノロジーによ

り含まれている、もしくはリンクされているGNU劣等一般公衆利用許諾契約書（LGPL）で付与されているライブラリへの変更をデバッグする必要がある場合

- MicrosoftまたはMicrosoftテクノロジーのサプライヤーの表示を削除、最小化、ブロック、変更すること
- 何らかの違法行為によってMicrosoftテクノロジーを使用すること
- Microsoftテクノロジーの共有、公開、貸与、リース、またはMicrosoftテクノロジーをスタンドアロンのホストソリューションとして提供し、他者が使用できるようにすること

15.11.1.3 ドキュメンテーション お客様のコンピュータや内部ネットワークに有効なアクセスを持つ人物であれば誰でも、内部での参照目的としてドキュメンテーションをコピーおよび使用できます。

15.11.1.4 再販禁止（Not for Resale）ソフトウェア 「NFR」または「再販禁止」という記載があるソフトウェアを販売してはなりません。

15.11.1.5 Microsoftテクノロジー付属のThirdPartyNoticesファイルに記載されているとおり、Microsoftテクノロジーには、別の法的表示を伴っていたり別の契約で管理されているサードパーティコンポーネントが含まれる場合があります。そのようなコンポーネントが別の契約で管理される場合でも、免責事項、および損害に対する以下の制限と除外が適用されます。

15.11.1.6 輸出制限 Microsoftの技術、オンラインサービス、プロフェッショナルサービス、および関連するテクノロジーは米国輸出管轄の対象となります。お客様は、Microsoftの製品、サービス、技術に適用される米国輸出管理規制、国際武器流通規定、外国資産管理局の制裁プログラム、およびエンドユーザー、米国およびその他の政府による最終用途と目的地の制限を含むすべての国内法および国際法に準拠しなければなりません。追加情報についてはこちらをご覧ください：www.microsoft.com/exporting

15.11.1.7 サポートサービス www.support.microsoft.com/common/international.aspx記載されているとおり、MicrosoftはMicrosoftテクノロジーのサポートサービスを提供する場合があります。

15.11.1.8 損害の制限および除外 Microsoftおよびそのサプライヤーに対しては直接損害のみ請求できるものとし、その請求額の上限はMicrosoftテクノロジーに対してお客様が支払金額となります。結果的な損害、利益の損失、特別な損害、間接的または偶発的損害などを含むその他のいかなる損害も回収することはできません。

この制限は、a) サードパーティのインターネットサイトのMicrosoftテクノロジー、サービス、コンテンツ（コードを含む）に関連するすべての項目、またはb) サードパーティのアプリケーション、契約条件の違反、保証、条件の違反、厳格な賠償責任、過失、適用法で認められる範囲のその他の不法行為の訴えに対して適用されます。

この制限は以下の場合も適用されます：

- Microsoftテクノロジーの修理、交換、返金によってもお客様の損害が完全には補償されない場合
- またはMicrosoftが損害の可能性について認識していたか、認識していなければならなかった場合

偶発的損害または結果的損害に対する責任の除外、あるいは制限を許可していない州もあるため、上記の制限や除外はお客様に適用されないこともあります。偶発的、結果的、またはその他の損害の除外または制限が認められていない国では、これらの制限または除外が適用されない場合があります。

15.11.2 圧縮画像ファイルを処理するため、Microsoft Corporationの技術、または15.11.2.1に列挙されているその一部（以下「Microsoftテクノロジー」）が使用されています。Microsoftテクノロジーは、Microsoftテクノロジーに付帯するMicrosoftソフトウェアライセンス条項の下で配布されています。

15.11.2.1 本ソフトウェアで使用されているMicrosoft Corporationの技術：

- Microsoft HD Photo 1.0 デバイスポーティングキット（別名 Microsoft Windows Media Photo 1.0 デバイスポーティングキット）

© 2005-2006 Microsoft Corporation. All rights reserved. Microsoftは、米国およびその他の国におけるMicrosoft Corporationの登録商標または商標です。

15.11.2.2 Microsoftテクノロジーは使用許諾されるもので、販売はされません。Microsoftテクノロジーを使用できる権限の一部をお客様に提供するのは、Microsoftソフトウェアライセンス条項、および本契約のみです。Microsoftはその他の権利をすべて留保します。この制限にもかかわらず、適用法によってさらなる権限がお客様に与えていない限り、Microsoftテクノロジーの使用はMicrosoftソフトウェアライセンス条項および本契約に明記されている許可範囲のみとします。お客様はそのため、特定の使用方法のみを許可するMicrosoftテクノロジーの技術的制限に準拠する必要があります。禁止事項：

- Microsoftテクノロジーを意図された目的以外に使用すること。Microsoftテクノロジーから提供されている仕様書で定義されているとおり、Microsoftテクノロジーの目的は、HD Photo 1.0ファイル形式（別名：Windows Media Photo 1.0ファイル形式）に準拠、および同ファイル形式をサポートしているXMLペーパー仕様製品にHD Photoエンコーダおよびデコーダ（またはそのいずれか）を実装することです。
- 他者がコピーできるようMicrosoftテクノロジーを公開すること。
- Microsoftテクノロジーを貸借またはリースすること。
- Microsoftテクノロジー、またはこれらのMicrosoftソフトウェアライセンス条項を、明示的に許可されているサードパーティ以外に譲渡すること。

15.11.2.3 キュメンテーション お客様のコンピュータや内部ネットワークに有効なアクセスを持つ人物であれば誰でも、内部での参照目的としてドキュメンテーションをコピーおよび使用できます。その他の目的のためのドキュメンテーションの使用、または配布は許可されていません。

15.11.2.4 輸出制限 Microsoftテクノロジーは米国輸出入規制の対象となっています。お客様は、Microsoftテクノロジーに適用されるどの国内および国際輸出入法にも準拠しなければなりません。これらの法令には、宛先、エンドユーザー、エンドユーザーに関する制限が含まれます。追加情報についてはこちらをご覧ください：
: www.microsoft.com/exporting

15.11.2.5 サポートサービス Microsoftテクノロジーは「現状有姿」で提供されているため、Microsoftがサポートサービスを提供しない場合があります。

15.11.2.6 保証の免責 Microsoftテクノロジーは「現状有姿」で使用許諾されています。お客様は自らのリスクで使用することとします。Microsoftは、明示的な保証、保障、条件を一切提供しません。現地法によってMicrosoftソフトウェアライセンス条項および本契約を変更できない場合、さらなる消費者権利がお客様に与えられることがあります。お客様に関する現地法が許可する範囲で、Microsoftは、商品性、特定の目的の適合性、および非侵害性の黙示的保証を除外します。

15.11.2.7 救済および損害の制限と除外 お客様は、直接的な損害についてのみMicrosoftおよびそのサプライヤーから最高5米ドルまで回収できます。結果的な損害、利益の損失、特別な損害、間接的または偶発的損害などを含むその他のいかなる損害も回収することはできません。

この制限は以下に適用されます：

- サードパーティのインターネットサイト上のMicrosoftテクノロジー、サービス、コンテンツ（コードを含む）、またはサードパーティプログラムに関連するすべてのもの。
- 契約違反、保証違反、厳格責任、過失、または適用法で許可される範囲で認められているその他の不法行為。
- これはまた、Microsoftが損害の可能性について認識していた場合、または認識していなければならなかった場合にも適用されます。お客様の国で偶発的、結果的、またはたはその他の損害の除外または制限が認められない場合、上記の制限または除外が適用されない可能性があります。

15.11.3 Microsoft Outlookインテグレーションをサポートするため、Microsoft Corporationの技術、または13.14.3.1に列挙されているその一部（以下「Microsoftテクノロジー」）が使用されています。Microsoftテクノロジーは、Microsoftテクノロジーに付帯するMicrosoftソフトウェアライセンス条項の下で配布されています。

15.11.3.1 本ソフトウェアで使用されているMicrosoft Corporationの技術：

- Microsoft Outlook 2010： MAPIヘッダーファイル

© 2009-2010 Microsoft Corporation. All rights reserved. Microsoftは、米国および

びその他の国におけるMicrosoft Corporationの登録商標または商標です。

15.11.3.2 Microsoftテクノロジーは使用許諾されるもので、販売はされません。Microsoftテクノロジーを使用できる権限の一部をお客様に提供するのは、Microsoftソフトウェアライセンス条項、および本契約のみです。Microsoftはその他の権利をすべて留保します。この制限にもかかわらず、適用法によってさらなる権限がお客様に与えていない限り、Microsoftテクノロジーの使用はMicrosoftソフトウェアライセンス条項および本契約に明記されている許可範囲のみとします。お客様はそのため、特定の使用方法のみを許可するMicrosoftテクノロジーの技術的制限に準拠する必要があります。禁止事項：

- Microsoftテクノロジーの技術的制限に対処すること。
- Microsoftテクノロジーをリバースエンジニアリング、逆コンパイル、もしくは逆アセンブルすること。ただし、適用法令により上記の行為が認められている場合は、当該範囲に限って上記の行為が認められます。
- この制限にもかかわらず、本契約、または適用法で指定されている以上の数のMicrosoftテクノロジーのコピーを作成すること。
- 他者がコピーできるようにMicrosoftテクノロジーを公開すること。
- Microsoftテクノロジーを貸借またはリースすること
- Microsoftテクノロジーを商業用ソフトウェアホスティングサービスで使用する。

15.11.3.3 ドキュメンテーション お客様のコンピュータや内部ネットワークに有効なアクセスを持つ人物であれば誰でも、内部での参照目的としてドキュメンテーションをコピーおよび使用できます。その他の目的のためのドキュメンテーションの使用、または配布は許可されていません。

15.11.3.4 輸出制限 Microsoftテクノロジーは米国輸出入規制の対象となっています。お客様は、Microsoftテクノロジーに適用されるどの国内および国際輸出法にも準拠しなければなりません。これらの法令には、宛先、エンドユーザー、エンドユーザーに関する制限が含まれます。追加情報についてはこちらをご覧ください：www.microsoft.com/exporting

15.11.3.5 サポートサービス Microsoftテクノロジーは「現状有姿」で提供されているため、Microsoftがサポートサービスを提供しない場合があります。

15.11.3.6 保証の免責 Microsoftテクノロジーは「現状有姿」で使用許諾されています。お客様は自らのリスクで使用することとします。Microsoftは、明示的な保証、保障、条件を一切提供しません。現地法によってMicrosoftソフトウェアライセンス条項および本契約を変更できない場合、さらなる消費者権利がお客様に与えられることがあります。お客様に関係する現地法が許可する範囲で、Microsoftは、商品性、特定の目的の適合性、および非侵害性の黙示的保証を除外します。

15.11.3.7 救済および損害の制限と除外 お客様は、直接的な損害についてのみMicrosoftおよびそのサプライヤーから最高5米ドルまで回収できます。結果的な損害

、利益の損失、特別な損害、間接的または偶発的損害などを含むその他のいかなる損害も回収することはできません。

この制限は以下に適用されます：

- サードパーティのインターネットサイト上のMicrosoftテクノロジー、サービス、コンテンツ（コードを含む）、またはサードパーティプログラムに関連するすべてのもの。
- 契約違反、保証違反、厳格責任、過失、または適用法で許可される範囲で認められているその他の不法行為。

これはまた、Microsoftが損害の可能性について認識していた場合、または認識していなければならなかった場合にも適用されます。 お客様の国で偶発的、結果的、またはたはその他の損害の除外または制限が認められない場合、上記の制限または除外が適用されない可能性があります。

15.11.4 Microsoftの開発ツールを使って作成されたアプリケーションがWindowsネイティブのXMLベースアプリケーションを構築できるよう、Microsoft Corporationの技術、または15.11.4.1に列挙されているその一部（以下「Microsoftテクノロジー」）が使用されています。 Microsoftテクノロジーは、Microsoftテクノロジーに付帯するMicrosoftソフトウェアライセンス条項の下で配布されています。

15.11.4.1 本ソフトウェアで使用されているMicrosoft Corporationの技術：

- Microsoft XML Core Services (MSXML) 6.0

© Microsoft Corporation. 1981-2008. All rights reserved. Microsoftは、米国およびその他の国におけるMicrosoft Corporationの登録商標または商標です。

15.11.4.2 Microsoftテクノロジーは使用許諾されるもので、販売はされません。 Microsoftテクノロジーを使用できる権限の一部をお客様に提供するのは、Microsoftソフトウェアライセンス条項、および本契約のみです。 Microsoftはその他の権利をすべて留保します。 この制限にもかかわらず、適用法によってさらなる権限がお客様に与えていない限り、Microsoftテクノロジーの使用はMicrosoftソフトウェアライセンス条項および本契約に明記されている許可範囲のみとします。 お客様はそのため、特定の使用方法のみを許可するソフトウェアの技術的制限に準拠する必要があります。 詳細はこちらをご覧ください：
www.microsoft.com/licensing/userights 禁止事項：

- Microsoftからの書面による承認を事前にご得ることなくMicrosoftテクノロジーのベンチマークテストの結果を任意のサードパーティに開示すること
- Microsoftテクノロジーの技術的制限に対処すること。
- Microsoftテクノロジーをリバースエンジニアリング、逆コンパイル、もしくは逆アセンブルすること。ただし、適用法により上記の行為が認められている場合は、当該範囲に限って認められます。

- この制限にもかかわらず、本契約、または適用法で指定されている以上の数のMicrosoftテクノロジーのコピーを作成すること。
- 他者がコピーできるようMicrosoftテクノロジーを公開すること。
- Microsoftテクノロジーを貸借またはリースすること
- Microsoftテクノロジーを商業用ソフトウェアホスティングサービスで使用する

15.11.4.3 ドキュメンテーション お客様のコンピュータや内部ネットワークに有効なアクセスを持つ人物であれば誰でも、内部での参照目的としてドキュメンテーションをコピーおよび使用できます。 その他の目的のためのドキュメンテーションの使用、または配布は許可されていません。

15.11.4.4 輸出制限 Microsoftテクノロジーは米国輸出法規制の対象となっています。 お客様は、Microsoftテクノロジーに適用されるどの国内および国際輸出法にも準拠しなければなりません。 これらの法令には、宛先、エンドユーザー、エンドユーザーに関する制限が含まれます。 追加情報についてはこちらをご覧ください：
: www.microsoft.com/exporting

15.11.4.5 サポートサービス Microsoftテクノロジーは「現状有姿」で提供されているため、Microsoftがサポートサービスを提供しない場合があります。

15.11.4.6 保証の免責 Microsoftテクノロジーは「現状有姿」で使用許諾されています。 お客様は自らのリスクで使用することとします。 Microsoftは、明示的な保証、保障、条件を一切提供しません。 現地法によってMicrosoftソフトウェアライセンス条項および本契約を変更できない場合、さらなる消費者権利がお客様に与えられることがあります。 お客様に関係する現地法が許可する範囲で、Microsoft は、商品性、特定の目的の適合性、および非侵害性の黙示的保証を除外します。

15.11.4.7 救済および損害の制限と除外 お客様は、直接的な損害についてのみMicrosoftおよびそのサプライヤーから最高5 米ドルまで回収できます。 結果的な損害、利益の損失、特別な損害、間接的または偶発的損害などを含むその他のいかなる損害も回収することはできません。

この制限は以下に適用されます：

- サードパーティのインターネットサイト上のMicrosoftテクノロジー、サービス、コンテンツ（コードを含む）、またはサードパーティプログラムに関連するすべてのもの。
- 契約違反、保証違反、厳格責任、過失、または適用法で許可される範囲で認められているその他の不法行為。

これはまた、Microsoftが損害の可能性について認識していた場合、または認識していなければならなかった場合にも適用されます。 お客様の国で偶発的、結果的、またはたはその他の損害の除外または制限が認められない場合、上記の制限または除外が適用されない可能性があります。

15.11.5 C++ Windowsネイティブアプリケーションを構築および実行するため、Microsoft Corporationの技術、または15.11.5.1に列挙されているその一部（以下「Microsoftテクノロジー」）が使用されています。Microsoftテクノロジーは、Microsoftテクノロジーに付帯するMicrosoftソフトウェアライセンス条項の下で配布されています。

15.11.5.1 本ソフトウェアで使用されているMicrosoft Corporationの技術：

- Microsoft Universal CRT Library

© Microsoft Corporation. All rights reserved. Microsoftは、米国およびその他の国におけるMicrosoft Corporationの登録商標または商標です。

15.11.5.2 Microsoftテクノロジーは使用許諾されるもので、販売はされません。Microsoftテクノロジーを使用できる権限の一部をお客様に提供するのは、Microsoftソフトウェアライセンス条項、および本契約のみです。Microsoftはその他の権利をすべて留保します。この制限にもかかわらず、適用法によってさらなる権限がお客様に与えていない限り、Microsoftテクノロジーの使用はMicrosoftソフトウェアライセンス条項および本契約に明記されている許可範囲のみとします。お客様はそのため、特定の使用方法のみを許可するソフトウェアの技術的制限に準拠する必要があります。禁止事項：

- Microsoft .NET Frameworkを除き、Microsoftの書面による承認を事前に得ることなくMicrosoftテクノロジーのベンチマークテストの結果を第三者に公開すること。
- Microsoftテクノロジーの技術的制限に対処すること。
- Microsoftテクノロジーをリバースエンジニアリング、逆コンパイル、もしくは逆アセンブルすること。ただし、適用法により上記の行為が認められている場合は、当該範囲に限って認められます。
- この制限にもかかわらず、本契約、または適用法で指定されている以上の数のMicrosoftテクノロジーのコピーを作成すること。
- 他者がコピーできるようMicrosoftテクノロジーを公開すること。
- Microsoftテクノロジーを貸借またはリースすること。
- Microsoftテクノロジー、またはこれらのMicrosoftソフトウェアライセンス条項を、明示的に許可されているサードパーティ以外に譲渡すること。
- Microsoftテクノロジーを商業用ソフトウェアホスティングサービスで使用する。

15.11.5.3 キュメンテーション お客様のコンピュータや内部ネットワークに有効なアクセスを持つ人物であれば誰でも、内部での参照目的としてドキュメンテーションをコピーおよび使用できます。その他の目的のためのドキュメンテーションの使用、または配布は許可されていません。

15.11.5.4 輸出制限 Microsoftテクノロジーは米国輸出入規制の対象となっています。お客

様は、Microsoftテクノロジーに適用されるどの国内および国際輸出法にも準拠しなければなりません。これらの法令には、宛先、エンドユーザー、エンドユーザーに関する制限が含まれます。追加情報についてはこちらをご覧ください：
www.microsoft.com/exporting

- 15.11.5.5 サポートサービス Microsoftテクノロジーは「現状有姿」で提供されているため、Microsoftがサポートサービスを提供しない場合があります。
- 15.11.5.6 保証の免責 Microsoftテクノロジーは「現状有姿」で使用許諾されています。お客様は自らのリスクで使用することとします。Microsoftは、明示的な保証、保障、条件を一切提供しません。現地法によってMicrosoftソフトウェアライセンス条項および本契約を変更できない場合、さらなる消費者権利がお客様に与えられることがあります。お客様に関係する現地法が許可する範囲で、Microsoftは、商品性、特定の目的の適合性、および非侵害性の黙示的保証を除外します。
- 15.11.5.7 救済および損害の制限と除外 お客様は、直接的な損害についてのみMicrosoftおよびそのサプライヤーから最高5米ドルまで回収できます。結果的な損害、利益の損失、特別な損害、間接的または偶発的損害などを含むその他のいかなる損害も回収することはできません。

この制限は以下に適用されます：

- サードパーティのインターネットサイト上のMicrosoftテクノロジー、サービス、コンテンツ（コードを含む）、またはサードパーティプログラムに関連するすべてのもの。
- 契約違反、保証違反、厳格責任、過失、または適用法で許可される範囲で認められているその他の不法行為。

これはまた、Microsoftが損害の可能性について認識していた場合、または認識していなければならなかった場合にも適用されます。お客様の国で偶発的、結果的、またはたはその他の損害の除外または制限が認められない場合、上記の制限または除外が適用されない可能性があります。

15.12 Miama Nueva、Pecita、Bad Script Regular フォント

- 15.12.1 Miama Nueva Copyright (c) 2014, Linus Romer, with Reserved Font Name Miama Nueva.
- 15.12.2 Pecitaの著作権 (c) 2009-2015, Philippe Cochy, (<http://pecita.eu>), with Reserved Font Name Pecita.
- 15.12.3 Bad Script Regular 著作権 (c) 2011, Cyreal (www.cyreal.org) with Reserved Font Name "Bad Script".
- 15.12.4 本フォントソフトウェアは、SIL Open Fontライセンス、バージョン1.1の下でライセンス提供されています。

本ライセンスは以下にコピーされています。また、以下のFAQでも参照できます：
<http://scripts.sil.org/OFL>

15.12.5 SILオープンフォントライセンス バージョン1.1 - 2007年2月26日

15.12.5.1 序文

オープンフォントライセンス（OFL）の目標は、共同作業によるフォントプロジェクトの開発を世界規模で推進すること、学術および言語コミュニティによるフォント作成活動を支援すること、他者との協力によってリフォントの共有や改良が可能な自由でオープンなフレームワークを提供することです。

OFLは、それ自体で販売されない限り、ライセンスを付与されたフォントの使用、研究、改変、再頒布を許可します。派生物を含め、フォントは予約名が派生物によって使用されていない限り、任意のソフトウェアとのバンドル、埋め込み、再配布、および販売が可能です。ただし、フォントおよびその派生物を別の種類のライセンスに基づいてリリースすることはできません。フォントをこのライセンス下に保つという要件はフォントまたはその派生物を使って作成されたいかなるドキュメントにも適用されません。

15.12.5.2 定義

「フォントソフトウェア」は、本ライセンスに基づいて著作権所有者によってリリースされ、そのことが明確に示された一連のファイルを指します。これにはソースファイル、ビルドスクリプト、およびドキュメンテーションも含まれます。

「予約フォント名」とは、予約されていることが著作権に記述されている名前のことです。

「オリジナルバージョン」とは、著作権所有者が配布した状態によるフォントソフトウェアコンポーネントの集合を指します。

「改変バージョン」とは、オリジナルバージョンのコンポーネントの一部または全体に対する追加、削除、差し替え、形式の変更、またはフォントソフトウェアの新しい環境への移植によって作成された派生物を指します。

「作成者」とは、フォントソフトウェアへの貢献を行ったデザイナー、エンジニア、プログラマー、テクニカルライター、またはその他の人物を指します。

15.12.5.3 許可および条件

以下の条件に基づき、フォントソフトウェアのコピーを取得した人物にはすべて、フォントソフトウェアの改変および未改変のコピーを使用、研究、コピー、結合、埋め込み、改変、再配布および販売を行う権利が無料で付与されます：

1) フォントソフトウェア、およびその各コンポーネントは、オリジナルバージョンか改変バージョンかを問わず、それ自体では販売されません。

2) フォントソフトウェアのオリジナルバージョン、または改変バージョンは、上記の著作権表示およびこのライセンスが各コピーに含まれている限り、他のソフトウェアとバンドル、再配布、販売が可能です。これらは、スタンダードアロンのテキストファイルか、人間が読み取ることができるヘッダーのいずれかとして、または（ユーザーがそのフィールドを簡単に読み取れる限り）

テキストファイルかバイナリファイル内の適切な機械読み取り可能なメタデータフィールドに含めることができます。

3) フォントソフトウェアの改変バージョンは、その著作権所有者が書面による明示的許可を与えていない限り、予約フォント名を使用することはできません。この制限は、ユーザーに示される主なフォント名にのみ適用されます。

4) フォントソフトウェアの著作権所有者または作成者の名前は、著作権所有者および作成者の貢献に対する謝辞の場合や彼らの書面による明示的な許可がある場合を除き、改変バージョンの推奨、支持、宣伝に使用することはできません。

5) フォントソフトウェアは、一部または全体の改変の有無を問わず、このライセンスに基づいて全体を配布しなければなりません。また、他のライセンスに基づいて配布することはできません。フォントをこのライセンスに基づいた状態に保つため要件は、フォントソフトウェアを使って作成されたいかなるドキュメントにも適用されません。

15.12.5.4 停止

上記のいずれかの条件が満たされない場合、このライセンスは失効します。

15.12.5.5 免責事項

フォントソフトウェアは「現状有姿」で提供されており、商品性、特定の目的の適合性、および著作権、特許、商標、またはその他の権利の非侵害性（を含めるがこれらに限定されない）について、明示的または黙示的な保証を一切行いません。契約上の行為、不法行為、その他フォントソフトウェアの使用や他の取り扱いによるもの、もしくはそれらに関連して発生したか否かにかかわらず、著作権所有者は、一般的損害、間接的損害、特別損害、間接的損害、偶発的損害、結果的損害を含め、いかなる請求、損害、その他の問題に対して責任を負うものではありません。

15.13 JasPer License Version 2.0

Copyright (c) 2001-2006 Michael David Adams

Copyright (c) 1999-2000 Image Power, Inc.

Copyright (c) 1999-2000 The University of British Columbia

All rights reserved.

このソフトウェアのコピーおよび関連するドキュメンテーションファイル（「ソフトウェア」）を取得する人物（「ユーザー」）に対し、ソフトウェアのコピーを制限なく使用、複製、変更、結合、発行、配布、販売する権限を含めてソフトウェアを取り扱うことをここに無償で許可します。また、ソフトウェアが提供されている人物に対しても、以下を条件としてここに無償で許可します：

上記の著作権表示、およびこの許可表示（以下の免責事項も含む）が、ソフトウェアのすべてのコピー、または大部分に含まれていること。

事前に書面による特定許可がないまま、著作権所有者の名前をソフトウェアからの派生製品の承認や宣伝に使用しないこと。

この保証免責は、本ライセンスの主要な部分を構成しています。この免責事項に規定されている場合を除き、本ソフトウェアを使用することは承認されていません。本ソフトウェアは「現状有姿」で提供されており、商品性、特定の目的の適合性、および第三者の権利の非侵害性（を含めるがこれらに限定されない）について、明示的または黙示的な保証を

一切行いません。契約上の行為、過失またはその他の不法行為、本ソフトウェアの使用や性能によるもの、もしくはそれらに関連して発生したか否かにかかわらず、著作権所有者は、いかなる請求、または特別、間接的、結果的損害、ならびに使用、データ、または利益の損失に起因する何らかの損害に対して責任を負うものではありません。本ソフトウェアが他の法人の特許または知的財産権を侵害していないという点について、著作権所有者はこれを保証するものではありません。知的財産権の侵害、またはその他の方法に基いた他の法人からの訴えに対し、各著作権所有者はユーザーに対する賠償責任を一切負いません。ここに付与される権利の行使の条件として、各ユーザーは必要であればその他すべての知的財産権を保護する責任を単独で負うものとします。本ソフトウェアはフォールトトレラントではなく、ソフトウェアまたはシステムの故障が死亡、負傷、または重度の身体的、物理的または環境的な損害（「高リスク活動」）に直接つながる可能性がある原子力施設、航空機の航行、通信システム、航空管制システム、直接生命維持装置、兵器システムの動作に使用されるようなミッションクリティカルなシステムを用途とするものではありません。著作権所有者は特に、高リスク活動に対する明示的および黙示的保証に対し、一切の責任を負いません。

15.14 JPEG2000画像形式の使用：

本ソフトウェアの一部は © 2013 University of New South Walesが権利を保有しています。All rights reserved.

15.15 Intel®パフォーマンス・プリミティブ：

© 2002-2008 Intel Corporation. Intelは、米国およびその他の国（またはそのいずれか）におけるIntel Corporationの商標です。

15.16 The Independent JPEG GroupのJPEGソフトウェア。

本ソフトウェアの一部は、The Independent JPEG Group の成果に基づいています。

15.17 MD5C.C - RSA Data Security, Inc., MD5 message-digest algorithm

Copyright (C) 1991-2, RSA Data Security, Inc. Created 1991. All rights reserved.

このソフトウェアをコピーし使用するためのライセンスは、そのソフトウェアが「RSA Data Security社の MD5メッセージダイジェストアルゴリズム」であるとしてすべての資料で識別され、このソフトウェアが機能に言及または参照することで付与されます。

ライセンスはまた派生物の作成と使用についても付与されますが、その場合はそのような派生物が「RSA Data Security社のMD5 メッセージダイジェストアルゴリズムから派生した」ものとしてすべての資料で識別され、その派生物に言及または参照することを条件とします。

RSA Data Security社は、このソフトウェアの商品性、または特定の目的に対する適合性については保証しません。このソフトウェアは「現状有姿」の状態を提供され、明示的または黙示的な保証を一切行いません。

これらの表示は、ドキュメンテーションおよびソフトウェア（またはそのいずれか）のあらゆる部分のあらゆるコピーにも記載されなければなりません。

15.18 **Unicode®サポート :**

Copyright © 1991-2016 Unicode, Inc. All rights reserved.

配布は、<http://www.unicode.org/copyright.html>の利用条件に基づいて行われています。

Unicodeデータファイルおよび関連するドキュメンテーション（「データファイル」）、またはUnicodeソフトウェアおよび関連するドキュメンテーション（「ソフトウェア」）を取得したすべての人物に対し、データファイルまたはソフトウェアのコピーを制限なく使用、コピー、変更、結合、発行、配布、および販売（またはそのいずれか）することをここに無償で許可します。また、データファイルまたはソフトウェアが提供されている人物に対しても、以下を条件としてここに無償で許可します：(a) この著作権表示および許可表示が、データファイルまたはソフトウェアのすべてのコピーに記載されていること (b) この著作権表示および許可表示が、関連するドキュメンテーションに記載されていること (c) 変更された各データファイルまたはソフトウェア、および変更済みのデータファイルまたはソフトウェアに関連するドキュメンテーションに明示されていること。

データファイルおよびソフトウェアは「現状有姿」で提供されており、商品性、特定の目的の適合性、および第三者の権利の非侵害性（を含めるがこれらに限定されない）について、明示的または黙示的な保証を一切行いません。契約上の行為、過失またはその他の不法行為、データファイルまたはソフトウェアの使用や性能によるもの、もしくはそれらに関連して発生したか否かにかかわらず、この表示に含まれている著作権所有者は、いかなる請求、または特殊、間接的、結果的損害、ならびに使用、データ、または利益の損失に起因する何らかの損害に対して責任を負うものではありません。

この通知に含まれている場合を除き、事前に著作権所有者からの書面による許可がないまま、著作権所有者の名前を広告またはその他の販売促進、これらのデータファイルやソフトウェアの使用またはその他の取引に使用してはなりません。

Unicodeは、米国およびその他の国（またはそのいずれか）におけるUnicode, Inc.の登録商標です。

15.19 **FreeTypeライブラリ**

本ソフトウェアの一部は © 2009 The FreeType Project (www.freetype.org) が著作権を保有しています。 All rights reserved.

- 15.20 本ソフトウェアにはサードパーティ製のソフトウェアが含まれている場合があります。かかるサードパーティ製のソフトウェアおよびライセンスに関する情報は、本ソフトウェアに付属するソフトウェアおよびドキュメンテーション（またはそのいずれか）に記載されています。

16. 準拠法

- 16.1 本ソフトウェアが米国、カナダ、メキシコ、ベリーズ、コスタリカ、エルサルバドル、グアテマラ、ホンジュラス、モンセラート、ニカラグア、パナマ、タークス・カイコス諸島、バーズン諸島、または台湾で取得された場合、本契約は米国カリフォルニア州の法令を準拠法とし、同法に基づいて解釈されるものとします。お客様は、本契約および本ソフトウェアとの関連で発生する争議については、カリフォルニア州アラメダ郡またはサンタ

クララ郡の連邦裁判所または州立裁判所が排他的管轄権を有することに同意するものとします。なお、本ソフトウェアが米国で取得された場合、ABBYY USA Software House, Inc. からソフトウェアを取得（購入）したことになります。

- 16.2 本ソフトウェアが日本で取得された場合、本契約は日本の法令を準拠法として同法の解釈に基づくとともに、両当事者は東京地方裁判所が排他的管轄権を有することに同意するものとします。
- 16.3 本ソフトウェアがオーストリア、ベルギー、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、イタリア、ルクセンブルグ、オランダ、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、または本契約の第 16.4条、第16.6条、または第16.7条に直接記載されていないその他の欧州連合加盟国で取得された場合、あるいはスイス、ノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタインで取得された場合、本契約はドイツ連邦共和国ミュンヘン市発効している実体法を準拠法として同法の解釈に基づくとともに、ミュンヘン市の管轄裁判所が管轄権を有するものとします。ドイツ連邦共和国の管轄裁判所が本契約に関連するすべての争議に対して排他的管轄権を有するものとします。
- 16.4 本ソフトウェアがグレート・ブリテンおよび北アイルランド連合王国またはアイルランド共和国で取得された場合、本契約は英国およびウェールズの法律を準拠法として同法の解釈に基づくとともに、両当事者は英国およびウェールズの裁判所が排他的管轄権を有することに同意するものとします。
- 16.5 本ソフトウェアをオーストラリア、ニュージーランド、パプアニューギニア、クリスマス諸島、ココス（キーリング）諸島、クック諸島、フィジー、ニウエ、ノーフォーク島、トケラウで取得された場合、本契約はオーストラリア国ニューサウスウェールズ州法を準拠法として同法の解釈に基づくこととし、両当事者はニューサウスウェールズ州の州裁判所および連邦裁判所が排他的管轄権を有することに同意するものとします。
- 16.6 本ソフトウェアがロシア、ベラルーシ、カザフスタン、またはその他の CIS 諸国（ウクライナとモルドバを除く）で取得された場合、あるいは本ソフトウェアがラトビア、リトアニア、またはエストニアで取得された場合、本契約はロシア連邦で発効している実体法を準拠法とし、同法に基づいて解釈されるものとします。
- 16.7 本ソフトウェアがアルバニア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ブルガリア、クロアチア、チェコ共和国、ハンガリー、イスラエル、グルジア、イラク、マケドニア、ポーランド、ルーマニア、スロバキア、スロベニア、トルコ、セルビア、モンテネグロ、ウクライナまたはモルドバで取得された場合、本契約はウクライナの実体法に準拠し解釈されるものとします。ただし、本ソフトウェアがポーランドの市民法により消費者である人物によって取得された場合は、これに該当しません。かかる消費者にはポーランドの法令が適用されます。
- 16.8 第16.7条が適用され、お客様が法人または個人事業主（自分自身で事業を行い、パートナーの構造を持たず、事業行為に関して責任を全面的に自分で引き受ける個人）である場合は、本契約に起因または関連するすべての争議、論争、または見解の相違については、ウクライナ商工会議所の国際商事仲裁に関する仲裁規定および手順に基づく仲裁とその裁定を最終的な解決とします。上記の法廷による判決は最終判断であり、両当事者による履行義務となります。第16.7条が適用され、お客様が個人である場合は、ウクライナ、キエフのシェフチェンコフスキー地方裁判所が本契約に関連するすべての争議に対して排他的管轄権を有するものとします。
- 16.9 第16.6条が適用され、お客様が法人または個人事業主（自分自身で事業を行い、パートナ

一の構造を持たず、事業行為に関して責任を全面的に自分で引き受ける個人)である場合は、本契約に関連するすべての争議については、ロシア連邦モスクワ市のアルビトラズ裁判所が排他的管轄権を有するものとします。第16.6条が適用され、お客様が個人である場合は、ロシア連邦モスクワ市のクズミンスキ地方裁判所が本契約に関連するすべての争議に対して排他的管轄権を有するものとします。

16.10 第16.1項～第16.7項に記載されている場合、本契約はいずれかの管轄区法令や国際物品売買契約に関する国連条約の衝突には準拠しません。後者の条約の適用は明示的に除外されます。

16.11 第16.1項から第16.7項に記載のない国で本ソフトウェアが購入された場合、本契約は、お客様が本ソフトウェアを取得(購入)した国の実体法を準拠法とし、同法に基づいて解釈されるものとします。

17. 契約解除

17.1 お客様とABBYYまたはABBYYパートナーによって別途の契約書で同意されていない限り、または、本契約書またはソフトウェアの関連ドキュメンテーションに別途記載がない限り、本契約の最初にある条項に同意した日から本契約が恒久的に、または適用法が許可する限り有効となります。適用法が本契約の有効期間の記載を必要とする範囲において、本契約は許可される限り効力を発揮しますが、いかなる事態であっても、少なくとも本ソフトウェアの著作権期間が経過した場合は、通知なしで自動的に失効します。

17.2 お客様が本契約に定められている条件を遵守しない場合、ABBYYはその他のいかなる権利も害することなく本契約を解除できるものとします。その場合、お客様は本ソフトウェアのコピーおよびコンポーネントをすべて破棄し、お使いのコンピュータから本ソフトウェアを削除するものとします。

17.3 お客様は、所有している本ソフトウェアのコピーおよびコンポーネントをすべて破棄することで本契約を解除できます。

17.4 かかる契約解除によって、本ソフトウェアに対するお客様の代金支払義務が免除されることはありません。定義、および第2、7、8、9、10、11、12、13、14、15、16、17、18条、および第3.4.4条は、その本契約の解除理由にかかわらず、本契約の解除または失効後も効力を発します。ただし、かかる効力の継続は、本契約の解除または失効後の本ソフトウェアの継続的使用権を意味したり、発生させたりするものではありません。

18. 雑則

18.1 ライセンス認証、インストール、操作、登録とテクニカルサポート(またはそのいずれか)、および本ソフトウェアのメンテナンスで、お客様は個人情報(氏名、住所、メールアドレス、電話番号などを含むがこれらに限定されない)をABBYYに提供するように求められる場合があります。お客様は、個人情報を提供しないことを選択できますが、その場合、本ソフトウェアのテクニカルサポートまたはメンテナンスをお客様に提供する上で個人情報の提供が不可欠の場合、または、本ソフトウェアのテクニカルサポートまたはメンテナンスの条件であり該当する法律に反していない場合、個人情報を提供したABBYYの顧客が利用できる本ソフトウェアのテクニカルサポートやメンテナンスを利用できない可能性があります。例えば、お客様にテクニカルサポートを提供する上でお客様と通信するために、ABBYYはお客様の電子メールと電話番号を処理する必要があります。お客様は、ABBYYまたはABBYYパートナーが要求する以上の個人情報を提供しないことに同意し、該当する法律によって要求される場合にデータの機密性およびデータセキュリティが守られるという前提で、ABBYYおよび/またはその関連会社またはABBYYパートナーが該当する法律を順守

してお客様の個人情報を処理（収集およびその他の使用など）することに同意します。お客様がABBYYまたはその関連会社またはABBYY パートナーに提供する個人情報が、ABBYYとその関連会社またはABBYYパートナーの中で厳密に処理、保管、使用され、第三者には一切開示されません。ただし、適用法により義務付けられている場合については、この限りではありません。個人記録はすべて、ABBYYによる本契約書に基づく義務を満たす目的のみのために処理されます。

- 18.2 本ソフトウェアは定期的にABBYYのセキュアなサーバーへインターネット接続し、ソフトウェアの状態を確認したり、本ソフトウェアの動作に必要なアップデートや技術情報をダウンロードする場合があります。ABBYYは、かかる接続中にお客様およびお客様のコンピュータに関するいかなる個人情報も転送されないよう妥当な措置を取ります。
- 18.3 ABBYYは、お客様が製品および企業関連のニュース、特別サービスに関する情報、製品の使用方法に関するアドバイス、製品および企業関連の情報を記載したメールを受信することに同意した場合に、かかるメールをお客様に送信することがあります。お客様は、各Eメールの下部にある配信停止リンクをクリックすることで、ABBYYのメーリングリストからご自分のEメールアドレスをいつでも削除できます。
- 18.4 お客様による本ソフトウェアの使用に関連して、お客様に対し賠償請求または訴訟が起こされた場合、お客様はその事実を知った時点から3日以内にABBYYに通知するものとします。お客様は、ABBYYが裁判でかかる賠償請求や訴訟の手続きや審理への参加、または弁護の引き継ぎが可能となるようあらゆる措置を講じます。さらにお客様はABBYYに全面的に協力し、かかる賠償請求や訴訟の和解弁護に有用または必要であるとABBYYが判断するすべての情報を迅速かつ実行可能な時期に（ABBYYからの問い合わせを受けてから7日以内に）ABBYYへ提供するものとします。
- 18.5 当事者が合意した場合を除き、本契約に基づいて許諾されたソフトウェアでは対価の支払いが必要です。本契約における対価とはABBYYまたはABBYYパートナーが定めたライセンス料金のことで、ABBYYまたはABBYYパートナーが定めた方法によって支払われます。この対価は、お客様が取得する機器やハードウェアの価格に含まれているか、お客様が本ソフトウェアの完全バージョンに支払う価格の一部です。
- 18.6 本契約の一部が無効および施行不可能であると判断された場合も、それが本契約の残りの部分の有効性に影響を及ぼすことはなく、本契約はその条件に基づいて引き続き有効かつ施行可能となります。